

平成23年2月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成23年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年2月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成23年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	1
		福祉保健課	2
		障がい福祉課	30
		子ども発達支援課	84
		長寿社会課	101
		子育て支援総室	126
		(子育て応援室)	
		(家庭福祉室)	
		医療政策課	187
		医療指導課	227
		健康政策課	236
	2 歳入歳出事項別明細書		267
	3 節の明細		274
	4 債務負担行為に関する調書	子育て支援総室ほか	286

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	平成23年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		
	1 総括表	子育て支援総室 (家庭福祉室)	303
	2 歳入歳出事項別明細書	〃	304
	3 予算説明資料	〃	306
	4 歳入歳出事項別明細書		307
	5 節の明細		308
	6 債務負担行為に関する調書	子育て支援総室 (家庭福祉室)	309
7 地方債に関する調書	〃	311	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第44号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	福祉保健課	312
議案第45号	鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について	福祉保健課	316
議案第46号	鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について	子育て支援総室 (子育て応援室)	318

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	子育て支援総室	321

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	7,017,225	7,627,837	△ 610,612	1,133,368		481,588	5,402,269	
障がい福祉課	8,756,496	6,801,859	1,954,637	1,431,916		1,756,610	5,567,970	
子ども発達支援課	1,595,756	1,547,603	48,153	552,528		409,943	633,285	
長寿社会課	9,820,590	9,855,315	△ 34,725	91,053		1,396,900	8,332,637	
子育て支援総室	7,958,865	7,842,712	116,153	1,511,707		849,545	5,597,613	
医療政策課	4,791,666	4,813,519	△ 21,853	150,523		1,294,560	3,346,583	
医療指導課	11,716,279	10,993,138	723,141	64,878		1,468,369	10,183,032	
健康政策課	1,825,848	1,293,440	532,408	530,441	12,000	457,234	826,173	
一般会計合計	53,482,725	50,775,423	2,707,302	5,466,414	12,000	8,114,749	39,889,562	

説明

- 1 鳥取県型の支え合いの仕組みづくり
 - ・支え合いボランティア養成組織化事業
 - ・(新) 共生のまちづくり普及啓発事業
- 2 健康で長寿の生活に
 - ・ウォーキング立県とっとり事業
 - ・「健康づくり文化」創造事業
 - ・「食のみやこどとり～食育プラン～」推進事業
 - ・みんなで支え合う地域づくり事業
(自殺対策緊急強化事業)
 - ・がん対策推進強化事業
- 3 誰もが暮らしやすい社会の実現
 - ・山陰発!! あいサポート運動推進・連携事業
 - ・鳥取発! 農福連携モデル事業
 - ・(新) 鳥取県障害福祉サービス事業所ウェブアクセシビリティ技術向上支援事業
 - ・障がい児・者在宅生活支援事業
 - ・(新) 地域包括ケア推進事業(訪問看護支援事業)
- 4 子育て王国とっりの実現
 - ・(新) 幼稚園教諭・保育士研修のあり方検討
 - ・認定こども園設置促進事業
 - ・西部地区児童家庭支援センター設置事業
 - ・特別医療費助成事業
(小児医療費助成事業費)
 - ・子育て王国とっとり建國推進事業
 - ・とっとりイクメンプロジェクト推進事業
- 5 あんしん医療体制の構築
 - ・(新) 医療連携体制充実施設・設備整備事業
 - ・(新) 医師確保対策推進事業(次世代医師交流事業)
 - ・(新) 高次感染症センター整備事業

平成23年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課 (内線: 7858)

12目 諸費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	148,000	161,000	△13,000				148,000	
トータルコスト	148,000千円 (前年度 161,000千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明	平成22年度以前の福祉保健部内の国庫 (負担) 補助事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫 (負担) 補助金を返還することに要する枠予算である。							

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7144)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
生活福祉資金貸付事業等補助事業	34,915	30,953	3,962	12,885		(基金繰入金) 9,145	12,885											
トータルコスト	35,714千円 (前年度 31,760千円) [正職員: 0.1人]																	
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務																	
工程表の政策目標 (指標)	稼働層の自立促進																	
事業内容の説明	<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の実施のために助成する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 10/10 [国1/2、県1/2]</p> <p>※相談員経費については、鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を充当</p> <p>(3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費 (人件費等)</p> <p>(予算額: 人件費 17,409千円、事務費 17,506千円)</p> <p>(4) 生活福祉資金貸付制度の概要</p> <p>低所得者等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、総合支援資金など必要な資金 (4種類) を貸し付ける制度。</p> <p>経済状況の悪化による失業者、低所得者の急増等を背景に、平成21年10月に改正され、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げ等、利用しやすい制度となった。</p> <p>(5) 昨年度との変更点</p> <p>相談及び貸付件数の増加等に対応するため、相談員を1名増員し貸付相談体制をより一層強化する。</p> <p>【貸付件数の推移】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>18</td> <td>25</td> <td>221</td> <td>278</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度は1月末現在の貸付件数</p>								平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	貸付件数	18	25	221	278	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度														
貸付件数	18	25	221	278														

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
生活福祉資金利子補給事業	840	1,224	△384				840									
トータルコスト	1,639千円 (前年度 2,031千円) [正職員：0.1人]															
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務															
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の償還利子相当額を軽減するために要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 県10/10</p> <p>(3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る借受人の償還利子3%を1%に軽減し、利子軽減額(2%分)を補助する。 (予算額：生活福祉資金分 276千円、離職者支援資金分 564千円)</p> <p>(4) 生活福祉資金貸付制度の改正 当該制度は、平成21年10月に改正され、新規貸付に係る利子補給は行わないが、旧制度の借受人による償還は継続するため、当事業は継続する。</p>																
県社協運営費助成事業	48,355	48,681	△326				48,355									
トータルコスト	49,154千円 (前年度 49,488千円) [正職員：0.1人]															
主な業務内容	補助金交付事務															
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会の事業を円滑に実施するため、人件費、運営費等に対して補助するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 県10/10</p> <p>(3) 補助の内容</p>																
(単位：千円)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費補助</td> <td>46,417</td> <td>会長、福祉団体育成指導員、福祉活動指導員、事務職員、地域福祉県民運動推進指導員</td> </tr> <tr> <td>運営費補助</td> <td>1,938</td> <td>県社協の使用に係る光熱水費、清掃料等</td> </tr> </tbody> </table>								区分	予算額	内容	人件費補助	46,417	会長、福祉団体育成指導員、福祉活動指導員、事務職員、地域福祉県民運動推進指導員	運営費補助	1,938	県社協の使用に係る光熱水費、清掃料等
区分	予算額	内容														
人件費補助	46,417	会長、福祉団体育成指導員、福祉活動指導員、事務職員、地域福祉県民運動推進指導員														
運営費補助	1,938	県社協の使用に係る光熱水費、清掃料等														
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>・人件費補助については、平成18年度に事業実施に必要な人員の算定及び指定管理者の給与算定に準じた民間平均給与に基づく算定方法の導入を行い、その後、各事業ごとに県補助・委託人役の算定を行ってきたところ。県社協全体での効率的な運営を図るため、平成23年度中には県社協全体の事業・人役の見直しを行う。</p>																

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
更生保護団体助成事業	200	200	0				200	
トータルコスト	999千円 (前年度1,007千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	社会を明るくする運動関連事務、補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成する。								
2 主な事業内容								
	区分	予算額(千円)		実施主体		摘要		
	鳥取県更生保護給産会補助金	80		鳥取県更生保護給産会		定額		
	鳥取県更生保護観察協会補助金	120		鳥取県更生保護観察協会		定額		
地域福祉活動活性化事業	24,750	23,754	996	16,500			8,250	
トータルコスト	25,549千円 (前年度 24,561千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	地域福祉支援体制の充実 (コミュニティーソーシャルワーカーの配置：10地域)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
地域づくりのコーディネーターとして専門職 (コミュニティーソーシャルワーカー) を市町村に配置し、福祉活動を推進する市町村に対し補助金を支給する。								
2 主な事業内容								
(1) 実施主体 市町村								
(2) 補助率等 3/4								
基準額：1事業主体あたり6,600千円								
[負担割合：国2/4、県1/4 (義務)、事業主体1/4]								
(3) 補助対象経費								
以下の事業の実施に要する経費								
① 専門職 (コミュニティーソーシャルワーカー) の配置								
② いきいきサロン活動やふれあい地域活動拠点整備								
③ 小地域ネットワーク活動の実施								
④ 相談ネットワーク会議の開催								
⑤ ケース支援調整会議の開催								
(4) 事業期間 2年 (H22～23年度：倉吉市、若桜町)								
(H23～24年度 (予定)：八頭町、琴浦町、日南町)								
(5) 予算額 24,750千円 (6,600千円 × 3/4 × 5市町 = 24,750千円)								
3 これまでの取組状況、改善点								
【指標】コミュニティーソーシャルワーカーの配置：10地域								
→【現状】延べ7市町村に配置								
(H20・21：米子市・湯梨浜町、H21・22：智頭町、南部町、日吉津村、H22・23 倉吉市、若桜町)								
市町村及び市町村社会福祉協議会へ専門職が配置されることで、地域福祉活動が活性化した。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え合いボランティア養成組織化事業	16,558	13,687	2,871	8,278			8,280	
トータルコスト	16,558千円 (前年度 13,687千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	ボランティアコーディネーター養成研修修了者の増 (目標値：500人)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>支援が必要な方が地域で安心して暮らしていくことができる環境を整備するため、養成したボランティア運営人材の組織化などを行い、県民のボランティア活動を一層活性化することにより、地域での支え合いの担い手を確保する。</p> <p>特に、養成が急務となっている災害ボランティアについては、災害ボランティアバンクを設置、活動希望者を登録し、平常時からの情報提供及び災害発生時のボランティアニーズの収集・発信を行う。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会								
(2) 補助率・定額 (負担割合 国1/2、県1/2)								
(3) 補助の内訳								
区分	内容						予算額(千円)	
①災害ボランティアの養成 (新規)	活動希望者の登録、情報提供、派遣調整を行う「災害ボランティアバンク」を設置・運営するとともに、災害ボランティアの担い手を養成する研修会を開催する。(新規) また、災害ボランティアセンターの運営を行うコーディネーターを養成・登録し、組織化を図るとともに、関係機関による会議を開催し相互の連携を図る。(新規)						3,827	
②ボランティア団体等運営人材の養成 (一部新規)	市民とボランティアを調整するコーディネーターの研修会及び生活支援ボランティアのグループ等のリーダーの研修会を開催し、ボランティア団体を運営する人材を養成する。(継続) また、企業CSR活動 (社会貢献活動) とタイアップしたボランティア講座を開催し、地域で活動する企業ボランティアを養成する。(新規)						1,786	
③ボランティアの組織化 (一部新規)	過去に養成したボランティアコーディネーターの組織化を図るため連絡会を設置し、組織化を図る。(新規) また、市町村ボランティアセンター相互のコーディネートを行うとともに、市町村社協との課題の共有・検討を行い、市町村ボランティアセンターの活性化を図る。(継続)						216	
④ボランティア団体の支援 (継続)	鳥取県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討するための委員会を開催するとともに、福祉施設の職員や学校等を対象とする福祉ボランティア情報誌「HOTeye」を発行・配布する。(継続)						1,104	
⑤職員人件費	上記事業を行うに当たって必要となる職員の人件費						9,625	
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>従前、鳥取県社会福祉協議会が行ってきたボランティア運営人材の養成のみでは、一過性のものとなってしまっているため、一步押し進め、これらのボランティア運営人材の組織化や連携を促進し、より一層ボランティア活動の活性化を図る。</p> <p>また、特異性があり、平常時からの養成が急務である災害ボランティアについては、県社協において活動者を養成するとともに、災害時に迅速にボランティア受入体制を取るため、災害ボランティアセンターを運営する人材を養成し、日頃から関係機関相互の連携を図り、体制を整備する。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉教育推進事業	7,695	8,299	△604	3,577			4,118	
トータルコスト	14,085千円 (前年度 14,927千円) [正職員：0.8人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会等が行うボランティア体験などの福祉教育のための事業に対し補助金を支給する。								
2 主な事業内容								
(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会								
(2) 補助率 10/10 (国1/2、県1/2、一部単県)								
(3) 補助の内容								
(単位：千円)								
	区分	予算額	内容					
	地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業	2,456	指定市町村社協において、地域の子どものための福祉教育等を実践(1社協30万円、8箇所)					
	ボランティア体験事業	460	高校生等を対象とする社会福祉施設等での体験学習を実施					
	高校生地域福祉活動体験特別事業	450	高校生が自ら企画運営するサロン等の地域福祉活動に助成(岩美高等学校、H21～23)					
	福祉教育研究会	900	本県の福祉教育の振興方策を検討するため、研究委員会を開催					
	福祉教育研究セミナー	340	福祉教育の実践経験や推進策について意見交換を行うセミナーを開催					
	福祉学習サポーター養成講座	360	福祉学習を支える人材を育成する講座を実施					
	職員人件費(一部単県)	2,729	上記の事業実施に当たって必要な人件費					
県民総合福祉大会開催事業	1,200	1,200	0				1,200	
トータルコスト	2,798千円 (前年度2,813千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	負担金交付事務、県民総合福祉大会開催事務							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内の福祉関係者の顕彰を行うとともに、福祉のまちづくりに対する理解を深めるため開催する、県民総合福祉大会の開催経費の負担金である。								
2 主な事業内容								
(1) 実施主体 県民総合福祉大会実行委員会(県、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会ほか) <事務局：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会>								
(2) 事業内容 県民総合福祉大会の開催 ・県内福祉関係者の表彰 ・ボランティア体験発表 ・福祉に関する講演 など								
(3) 参加者数 県民1,500人								
(4) 予算額 負担金1,200千円(全体額2,200千円)								

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
(新) 県立社会福祉保健 施設環境改善事業	39,228	0	39,228				39,228																									
トータルコスト	40,826千円(前年度0千円) [正職員: 0.2人]																															
主な業務内容	施設の維持修繕																															
工程表の政策目標(指標)	—																															
事業内容の説明																																
<p>福祉保健部所管施設の維持修繕について、各施設の実態を踏まえた適正な施設の維持管理を行う事業である。</p> <p>(平成22年度は国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、前倒し予算で各種工事・修繕を実施)</p>																																
民生委員費	114,202	113,486	716	213			113,989																									
トータルコスト	130,977千円(前年度138,497千円) [正職員: 2.1人]																															
主な業務内容	補助金交付事務、民生委員の改選事務																															
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>民生委員・児童委員(主任児童委員を除く、委員定数1,462名)の手当、鳥取県民生児童委員協議会の活動に対する補助金及び市町村が民生委員推薦会を開催する経費負担に要する経費である。</p>																																
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額(千円)</th> <th>実施主体</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生委員手当等</td> <td>86,182</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民生児童委員協議会等補助金 (拡充)</td> <td>26,238</td> <td>民生児童委員協議会等</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>地区民協会長等研修事業費委託料</td> <td>426</td> <td>民生児童委員協議会</td> <td>国1/2、県1/2</td> </tr> <tr> <td>民生委員推薦会開催事業負担金</td> <td>190</td> <td>市町村</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>民生委員改選事務費</td> <td>1,166</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額(千円)	実施主体	補助率	民生委員手当等	86,182	—		民生児童委員協議会等補助金 (拡充)	26,238	民生児童委員協議会等	県10/10	地区民協会長等研修事業費委託料	426	民生児童委員協議会	国1/2、県1/2	民生委員推薦会開催事業負担金	190	市町村	県10/10	民生委員改選事務費	1,166	—	
区分	予算額(千円)	実施主体	補助率																													
民生委員手当等	86,182	—																														
民生児童委員協議会等補助金 (拡充)	26,238	民生児童委員協議会等	県10/10																													
地区民協会長等研修事業費委託料	426	民生児童委員協議会	国1/2、県1/2																													
民生委員推薦会開催事業負担金	190	市町村	県10/10																													
民生委員改選事務費	1,166	—																														
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員の活動の負担軽減を進めていくため、平成22年11月19日に市町村担当課長を集め意見交換を行ったところ。今後引き続き市町村や民生委員と協議しながら、民生児童委員が財政的、精神的に活動しやすい環境の整備を検討していく。 民生児童委員協議会等補助金について、民生委員が地域福祉活動に使用できるよう制度改正するとともに、臨時費用として腕章作成費用を計上した。 民生委員手当等について、平成22年度交付税単価の変更に伴い、手当の額を変更した。 (年58,200円→年58,100円) 																																

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日常生活自立支援事業	44,003	43,847	156	22,001			22,002	
トータルコスト	44,802千円(前年度44,654千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委員会への出席、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							

事業内容の説明

1. 事業の目的・概要

判断能力の十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し助成する。

2. 主な事業内容

(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 補助率 10/10 (国1/2、県1/2)

(3) 事業の概要

ア 県社協は各基幹的社協(鳥取市社協・倉吉市社協・米子市社協)に事業を委託する。

イ 各基幹的社協は、専門員を配置する。(各基幹的社協2名ずつ)

ウ 専門員は、認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方や日常生活に不安のある方とサービスの提供について契約を行う。

エ 専門員の指示の下、生活支援員が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりなどのサービスを実施し、日常生活を支援する。

(生活支援員数133名<平成22年10月末現在>)

(4) 補助対象経費 人件費(専門員・事務局)、事務費

(5) 予算額 44,003千円

区 分	予 算 額	摘 要
事務局運営費	11,040千円	人件費
事務局事業費	3,247千円	契約締結審査会、連絡会議、広報活動
委 託 費	29,716千円	基幹的社協への委託
合 計	44,003千円	

3. これまでの取組状況、改善点

平成12年度 専門員を東部・中部・西部に1名ずつ配置し事業稼働

平成20年度 西部の専門員を1名増員(計4名配置)

平成21年度 東部・中部の専門員を1名増員(各2名:計6名配置)

○関係機関への事業周知、理解が図られ、相談・利用件数が増加している。

(相談件数) 平成17年度: 434件→平成21年度: 4,094件

【利用件数の推移(単位: 人)】

契約者数	H21年度末	H22.10月末時点
高齢者	84	83
知的障がい者	51	56
精神障がい者	31	32
その他	11	11
計	177	182
うち東部	49	56
うち中部	58	59
うち西部	70	67

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉審議会費	2,744	2,915	△171				2,744	
トータルコスト	3,543千円（前年度4,529千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	審議会開催に係る調整・資料作成、経費支出事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>社会福祉審議会の開催に要する経費である。</p> <p>○委員数 35名</p>								
福祉職員の専門性向上事業	3,590	3,675	△85				3,590	
トータルコスト	6,785千円（前年度6,902千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	研修会の開催、研修経費支出事務							
工程表の政策目標（指標）	県の福祉専門職員の資質向上							
事業内容の説明								
<p>福祉先進県づくりの推進のため、福祉専門職員の専門性向上に資する研修を体系的に実施するための経費である。</p>								
（単位：千円）								
研 修 内 容								予算額
福祉専門職等に対する研修								773
職場外研修への参加企画に対する支援、派遣研修等								2,697
福祉・保健・医療行政新任者に対する研修								70
福祉研究発表会								50
合 計								3,590

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
鳥取県福祉研究学会 支援事業	400	400	0				400													
トータルコスト	1,199千円（前年度 1,207千円）〔正職員：0.1人〕																			
主な業務内容	学会理事会・総会への参加、学会事業に係る協議・検討、補助金交付事務																			
工程表の政策目標（指標）	県の福祉専門職員の資質向上																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>民間・学術・行政機関の福祉関係者で構成する鳥取県福祉研究学会事業に要する経費である。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を顕彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の事業に対し支援を行う。</p> <p>【学会の概要】</p> <p>(1) 構 成 員 民間・学術・行政機関の福祉関係者</p> <p>(2) 事 務 局 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(3) 運営財源 参加費、県補助金等</p> <p>(4) 主な事業</p> <p>① 講演会の開催（年1回）</p> <p>② 研究発表会の開催（年1回。分野ごとに研究成果の発表を行う。）</p> <p>※分野：高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉領域の5分野</p> <p>※顕彰事業として、優秀者には奨励金の交付を行う。</p> <p>【予算額】 400千円</p> <p>【内訳】 鳥取県福祉研究学会への助成 300千円（補助率：定額）</p> <p>県知事表彰（副賞） 100千円</p>																				
社会福祉統計調査費	1,221	1,892	△671	1,221																
トータルコスト	8,410千円（前年度 9,153千円）〔正職員：0.9人 非常勤職員：0.2人〕																			
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ、国への報告																			
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営、サービスの向上																			
事業内容の説明																				
社会福祉統計調査、国民生活基礎調査等に要する経費である。																				
【主な統計調査】																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調 査 名</th> <th>調 査 時 期</th> <th>調 査 周 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査（所得票）</td> <td>7月予定</td> <td>毎 年</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎 年</td> </tr> <tr> <td>介護サービス施設・事業所調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎 年</td> </tr> </tbody> </table>									調 査 名	調 査 時 期	調 査 周 期	国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎 年	社会福祉施設等調査	10月予定	毎 年	介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎 年
調 査 名	調 査 時 期	調 査 周 期																		
国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎 年																		
社会福祉施設等調査	10月予定	毎 年																		
介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎 年																		

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営費(民生費)	10,934	11,841	△907			(雑入) 12	10,922	
トータルコスト	117,973千円(前年度120,759千円) [正職員：13.4人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	部・課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整・対応、人事管理、知事表彰・叙勲・褒章事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明 福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。								
(新) 中国地区医療社会事業大会開催補助事業	100	0	100				100	
トータルコスト	100千円(前年度0千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	鳥取県医療社会事業協会との調整、補助金交付業務など							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 医療ソーシャルワーカーの資質向上と、医療社会事業の普及、医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的として、鳥取県医療社会事業協会に対し「第45回中国地区医療社会事業大会」の開催経費の一部を助成するもの。 2 主な事業内容 (1) 実施主体 鳥取県医療社会事業協会 (2) 補助率・額 定額 100千円 (3) 補助対象経費 大会に要する会場費、講演会講師の報償費、大会資料等の印刷費、その他事務費等 (4) 大会の概要等 基調講演、各県事例報告、シンポジウム等 3 その他 <医療社会事業協会について> 医療ソーシャルワーカーで組織する協会 <医療ソーシャルワーカーについて> 病院等の保健医療の場において、社会福祉の立場から患者の抱える経済的、心理的、社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る役割を担っている。								
救護事業費	1,093	620	473				1,093	
トータルコスト	1,093千円(前年度620千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	行旅死亡人等の取扱に要する費用の支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引き取り及び取扱いに要する経費である。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	12,525	13,431	△906			21	12,504	
トータルコスト	31,696千円(前年度32,794千円) [正職員:2.4人 非常勤職員:3.0人]							
主な業務内容	社会福祉法人指導監査							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営・サービスの向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人運営の適正化を図るため、法人指導監査・各種研修等を行う。 なお、会計の専門家(公認会計士)を指導監査に同行のもと、適正な法人運営に資することを目的とし、法人監査を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社会福祉法人指導監査の充実 [11,826(前年度12,807)千円] 社会福祉法第56条に基づき社会福祉法人(以下、「法人」という。)の運営の適正化を指導するための法人指導監査を実施する。</p> <p>(2) 法人支援をはじめとする各種研修会の実施 [699(前年度624)千円] 県の監査実施者(監査担当者)及び法人の事務担当者の資質の向上を図るため各種研修等を実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>昨年度に発生した社会福祉法人による不適正な会計処理事案を受け、社会福祉法人指導監査の適正かつ効率的な実施を図ることを目的として、22年度は下記のとおり監査の充実を図った。</p> <p>(1) 監査日数の増加 従来、監査にかかる日数を1法人1日程度としていたものを1法人あたりの監査日数を増やし監査の質を上げた。</p> <p>(2) 施設監査との連携 施設監査を担当している各福祉保健局と合同で実施するなど、連携して監査を実施した。</p> <p>(3) 法人指導監査専門員(公認会計士)の導入 財務・会計に関する高度な専門的知識を有する公認会計士を特別職の非常勤職員に任命し、公認会計士の専門的知識を活かした決算の的確性並びに事務、事業の経理に係る不正・不当事項等がないか監査を行った。公認会計士同行による監査及び監査後の業務相談結果を踏まえ、22年度新たに社会福祉法人に対し改善措置命令を発出した。</p> <p>○【法人数】109法人(平成23年1月21日現在) ○【22年度監査法人数】45法人(うち公認会計士同行法人:8法人)。21年度49法人実施。 ※法人指導監査の頻度は、原則2年に1度</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金造成事業	4,727	12,098	△7,371			(財産収入) 4,727		
トータルコスト	4,727千円（前年度 12,098千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	基金運用利息に関する事務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 社会福祉施設等の耐震化等のための整備を支援する。								
2 主な事業内容 鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（平成21年度～23年度）の運用益の積立てである。								
（基金の概要） ・基金造成額 2,267,641千円（平成21年6月及び9月補正において造成） ・基金運用益 8,385千円（平成22年度分まで） ・取崩予定額 47,000千円（平成22年度分まで） 485,000千円（現時点での平成23年度予定） ・基金事業 火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を支援する。								
障がい者等県立施設利用促進事業	1,400	4,683	△3,283				1,400	
トータルコスト	2,199千円（前年度 5,490千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 障がい者等の社会参加の促進を図る。								
2 主な事業内容 障がい者、高齢者の県立施設の利用促進を図るため、県立の障害者体育センターが障がい者、高齢者に対する使用料を減免する場合に当該減免相当額を補填する。								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
県立障害者体育センター	1,400	(A) 22年度4～9月実績677,820円 (B) 21年度4～9月実績534,180円 (C) 増加率 (A) ÷ (B) = 1.25倍 (D) 平成21年度実績1,116,140円 所要額 (C) × (D) = 1,400,000円						
県立みなと温泉館	0	売却が決定されており平成23年度から県立施設ではなくなるため。						
計	1,400							

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	12,500	13,000	△500				12,500	
トータルコスト	15,695千円 (前年度 16,227千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標 (指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 老朽化施設改修								
財政基盤が脆弱な社会福祉法人等が行う老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。								
【対象施設】								
社会福祉法人等が経営する社会福祉施設 (介護保険対象施設・ケアハウスを除く。)								
※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人を除く。								
※高額繰越金等を有する施設は除く。								
【補助率等】								
①補助対象経費の3/4 (施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設)								
②補助対象経費の1/2 (施設の利用が概ね施設所在地の市町村の住民に限られる施設)								
【負担割合】								
①の施設 県3/4、事業主体1/4								
②の施設 県1/2、事業主体1/2								
【経費補助対象・事業】								
設置後10年以上が経過した施設又は設備 (例: 外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備) の改修・修繕。								
※総事業費が50万円以上1,000万円未満 (通所・利用施設は上限は500万円未満) のものが対象。								
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	167,721	206,370	△38,649				167,721	
トータルコスト	168,520千円 (前年度 207,177千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標 (指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当制度への補助事業を実施し、民間社会福祉施設職員の待遇改善及び入所者サービスの充実、施設経営の安定を図る。								
2 主な事業内容								
社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当制度による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。								

福祉保健課 (内線：7140)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	935	935	0				935																
トータルコスト	5,728千円 (前年度 5,776千円) [正職員：0.6人]																						
主な業務内容	評価推進委員会の開催、評価調査者研修、評価機関の指導・監督																						
工程表の政策目標(指標)	第三者評価を受審した福祉施設数の増(目標値：年間50施設)																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的・概要																							
<p>県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価することによって、福祉サービスの質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者の評価を受けることで、各事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上の取組につなげる。 ・評価結果をインターネット等で開示することにより福祉サービスの選択の際の情報提供を推進する。 																							
2 主な事業内容																							
<p>県は評価推進委員会開催、評価機関の認証及び評価調査者継続研修を行う。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">予算額</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価推進委員会</td> <td style="text-align: center;">316</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費(年3回) ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等 </td> </tr> <tr> <td>評価調査者継続研修</td> <td style="text-align: center;">320</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県が登録した「評価調査者」の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修。 </td> </tr> <tr> <td>評価機関の指導・監督、その他</td> <td style="text-align: center;">299</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・監督・指導及び関係機関との連携に要する事務費 ・旅費、印刷費等事業の運営に要する事務費 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">935</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	内 容	評価推進委員会	316	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費(年3回) ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等 	評価調査者継続研修	320	<ul style="list-style-type: none"> ・県が登録した「評価調査者」の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修。 	評価機関の指導・監督、その他	299	<ul style="list-style-type: none"> ・監督・指導及び関係機関との連携に要する事務費 ・旅費、印刷費等事業の運営に要する事務費 	合計	935		
区 分	予算額	内 容																					
評価推進委員会	316	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費(年3回) ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等 																					
評価調査者継続研修	320	<ul style="list-style-type: none"> ・県が登録した「評価調査者」の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修。 																					
評価機関の指導・監督、その他	299	<ul style="list-style-type: none"> ・監督・指導及び関係機関との連携に要する事務費 ・旅費、印刷費等事業の運営に要する事務費 																					
合計	935																						
福祉サービス利用者苦情解決事業	8,040	8,108	△68	4,020			4,020																
トータルコスト	8,839千円 (前年度 8,915千円) [正職員：0.1人]																						
主な業務内容	補助金交付事務																						
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的・概要																							
<p>福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。</p>																							
2 主な事業内容																							
<p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に設置される「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して助成する。(補助率：10/10 [国1/2、県1/2])</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">予算額</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局運営費</td> <td style="text-align: center;">6,085</td> <td>事務局人件費等</td> </tr> <tr> <td>会議開催経費 (運営適正化委員会2回) (苦情解決小委員会6回)等</td> <td style="text-align: center;">1,082</td> <td>運営適正化委員会の開催経費等</td> </tr> <tr> <td>広報、啓発活動費等</td> <td style="text-align: center;">873</td> <td>パンフレット製本費等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">8,040</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	内 容	事務局運営費	6,085	事務局人件費等	会議開催経費 (運営適正化委員会2回) (苦情解決小委員会6回)等	1,082	運営適正化委員会の開催経費等	広報、啓発活動費等	873	パンフレット製本費等	合計	8,040		
区 分	予算額	内 容																					
事務局運営費	6,085	事務局人件費等																					
会議開催経費 (運営適正化委員会2回) (苦情解決小委員会6回)等	1,082	運営適正化委員会の開催経費等																					
広報、啓発活動費等	873	パンフレット製本費等																					
合計	8,040																						

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人育成事業	197,726	212,711	△14,985				197,726	
トータルコスト	200,921千円(前年度215,938千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金【一般事業】(継続) [142,500(前年度142,500)千円] 社会福祉法人等(市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。)が経営する社会福祉施設の運営費(人件費・事務費)を助成する。 (補助率：定額 [1施設あたり2,500千円])</p> <p>(2) 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金【特別事業】(廃止) [0(前年度6,101)千円] 県下に1施設設置されている法人立の知的障害児施設について、県立施設との入所処遇の均衡を図るため、特別事業として法人立の施設へ運営費補助金(人件費助成)を措置していたが、対象法人が限定されるため、【一般事業】において補助対象施設として一本化する。</p> <p>(3) 福祉施設経営指導事業補助金(継続) [6,004(前年度6,221)千円] 社会福祉法人・施設を対象とした経営指導事業を行う福祉施設経営者協議会(鳥取県社会福祉協議会に設置)に対して、人件費・研修開催費等を補助する。 (補助率：10/10)</p> <p>(4) 福祉医療機構資金借入金利子補助金(継続) [49,222(前年度57,889)千円] 社会福祉法人等に対して、平成17年3月31日までに社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から施設整備のために借入を行った支払利子の1/2または1/4を補助する。 補助対象に独立行政法人福祉医療機構から民間金融機関へ借換えた場合の支払利子も補助対象とし、借換えを促進し補助額の削減及び社会福祉法人等の債務削減を図る。</p> <p>・借換えすることで、利子支払額が低減する場合は補助対象となる。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心のバリアフリー推進事業	72,388	92,792	△20,404			(貸付金元利収入) 68,276	4,112	
トータルコスト	77,181千円(前年度103,280千円)[正職員：0.6人]							
主な業務内容	制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、協議会の開催							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

バリアフリー精神の県民一人一人への浸透を図り、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進するために要する経費である。

2 主な事業内容

(単位：千円)

項 目	内 容	予算額
ハートフル駐車場利用証制度	公共的施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配布 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配布 ○制度周知用チラシの作成、配布	1,314
普及啓発	・小学生向け冊子の作成 ・福祉のまちづくり施設基準適合証の交付 ※県民への訴求効果の高い普及啓発は別事業で実施	1,591
推進体制整備	・福祉のまちづくり推進協議会の実施等	1,207
民間施設の整備支援	民間施設整備に係る金融機関への預託 新規貸付廃止以前に行われた貸付けに係る県の金融機関に対する預託等に要する経費 ※平成17年度をもって新規貸付は廃止。 ※上記預託については、平成27年度に終了予定	68,276
合 計		72,388

3 これまでの取組状況、改善点

- ・車いす使用者等用駐車場の適正利用を図るため、平成21年10月1日より開始したハートフル駐車場利用証制度に関する利用者・施設管理者を対象としたアンケート調査を実施した。
(調査対象：利用証交付者1,597名、協定施設管理者312施設(平成22年6月30日時点))
利用証交付数 2,281件(H23.1.18現在) 協定施設数 316施設(H23.1.18現在)
- ・協力していただける民間の施設がまだ少ないため、今後協力施設を増やしていく必要がある。
また、健常者及び利用者などへ、ゆずりあいの心による制度である旨の周知徹底が重要。
- ・利用者の利便性の向上を図るため、同制度を導入している県と利用証の相互利用を行っている。
(相互利用の状況)

協定締結合意年月日	県 名
平成21年9月28日	鳥取県・島根県
平成22年7月26日	鳥取県・島根県・山口県
平成22年12月20日	鳥取県・島根県・岡山県・山口県
平成23年1月27日	鳥取県・島根県・岡山県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 共生のまちづくり 普及啓発事業	(6,980) 6,008	(0) 0	(6,980) 6,008			(6,980) (基金繰入金) 6,008		
トータルコスト	7,606千円(前年度 0千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	支え合いの心の普及啓発、イベントの開催							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明	<p>※上段()内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額 【「鳥取介護基盤緊急整備等臨時特例基金」充当事業】</p>							
1 事業の目的・概要	<p>「支え合い」の心の醸成を目的としたイベント等を開催することにより、従来から啓発しているあいサポートや子育て隊などの制度の普及と、共生のまちづくりに向けた県民全体の機運の高揚を図る。</p>							
	<p>【現在実施している支え合いに関わる制度】</p> <p>○あいサポート ○認知症サポーター ○子育て応援パスポート ○子育て隊 ○ハートフル駐車場利用証制度</p>							
2 主な事業内容								
	内 容						予算額 (千円)	
(1) 共通テーマによる広報	<p>「支え合い」の心の醸成をイメージするテーマ(キャッチフレーズ)を設け、上記の各種制度の啓発と併せて県民へPRする。</p> <p>・キャッチフレーズの制定(公募) ・キャンペーン期間の設定 ・啓発用小冊子の作成</p>						781	
(2) ハートフルフェスティバル(仮称)の開催	<p>キャッチフレーズの元に「支え合い」の心の醸成を目的としたイベントを開催し、多分野の福祉施策に係るイベントとすることで「共生のまちづくり」の実現に向けた県民全体の機運の醸成を図る</p> <p>ア 開催時期 平成23年9月 イ 開催場所 西部地区 ウ 内 容 講演(地域福祉などをテーマ)、表彰、取組発表、アトラクション、コンサート、パネル展示、福祉の店、高齢者疑似体験 など</p>						4,786	
(3) 県ホームページのバリアフリー対応施設情報提供ページ掲載情報の拡充	<p>県内の各施設のバリアフリー対応状況等の情報が検索できる「バリアフリーマップ」をとりネット(県ホームページ)に掲載しているが、登録情報を追加し、心のバリアフリーの意識高揚を図る。</p> <p>【追加する情報】</p> <p>ハートフル駐車場協力施設 あいサポート認定企業 子育て応援パスポート協賛店 認知症サポーター所属企業</p>						441	緊急雇用創出 事業 (972)
3 これまでの取組状況、改善点	<p>従来より心のバリアフリーや支え合いの制度を推進しているところであるが、利用者等が伸び悩んでいるなど、これらの制度の趣旨や仕組みが県民へ十分に周知され浸透しているとは言い難い状況にある。</p> <p>現在は個別にPRしている制度について、一度に幅広くPRする機会を設けることで、個々の制度に共通する「支え合い」の心の意識高揚につながる。</p>							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	36,853	33,493	3,360			(使用料) 3,060	33,793	
トータルコスト	38,451千円（前年度35,107千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設のサービス向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県立福祉人材研修センターの管理運営を指定管理者に委託するために必要な経費である。</p> <p>【施設の概要】</p> <p>所在地：鳥取市伏野1729-5</p> <p>設置目的：福祉人材の育成と県民の福祉に対する理解促進を図るため</p> <p>建築面積：5,401.04㎡</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 内海敏（鳥取市伏野1729-5）</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>ア 福祉人材研修センターの施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 福祉人材研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</p> <p>(3) 指定の期間</p> <p>平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 設定済債務負担行為額 162,260千円（32,452千円×5年）</p> <p>(5) 予算額 36,853千円</p> <p>(内訳) 協定に基づく委託料 32,452千円</p> <p>(旧) 福祉用具展示室の施設管理に要する費用 2,975千円</p> <p>(旧) 福祉用具展示室の撤去改修に要する費用 1,426千円</p> <p>3 これまでの取り組み状況、改善点</p> <p>福祉用具展示室の跡地の利用について、NPO法人、社会福祉法人、福祉団体、ボランティア団体など、センター利用者からアンケートを行った結果を踏まえ、フリースペースとしての整備・管理を、指定管理者がセンター全体の指定管理業務と一体で行うこととした。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	652	0	652			652		
トータルコスト	652千円 (前年度 0千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	基金運用利息に関する事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の運用益を積立てする経費である。 (平成22年度2月補正で予算化) (基金の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金造成額 367,938千円 基金充当事業 <p>(1) 住宅手当緊急特別措置事業 離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。</p> <p>(2) 被保護者自立(就労)支援事業 就労支援専門員を福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者(生活保護受給者)に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。</p> <p>(3) 生活福祉資金貸付事業 社会福祉協議会に相談員を配置し、相談支援体制を充実する。</p>								
<地方機関計上予算>								
福祉のまちづくり条例西部地区推進事業	167	112	55				167	
トータルコスト	3,362千円 (前年度 3,339千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	障がい者との交流事業の実施、体験発表会の開催							
工程表の政策目標(指標)	西部に密着した課題の解決、市町村独自のバリアフリー基準の設置							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部圏域において、県民一人ひとりが、障がいのある人を受け入れる心の理解を深め、ひとに優しいまちづくりを推進していくための経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり西部地区懇話会で提案のあった意見を実現するため、療育キャンプ交流事業を実施 <p>【福祉のまちづくり西部地区懇話会での意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者とともに、「一緒に生きているんだ」という感覚が抜けている。このあたりを配慮した教育が必要。(H21年7月) <p>2 主な事業内容</p> <p>療育キャンプ交流事業</p> <p>1 ピノキオの会(心身に障がいのある児・者を持つ家族の会)が開催する療育キャンプに、西部管内の中学生がボランティアとして参加する。</p> <p>【実施時期】平成23年10月頃</p> <p>【参加者】中学生14名(7校×2名)及び参加校教師、行政関係者</p> <p>【事業期間】平成22年度～平成24年度</p> <p>2 ボランティアとして参加した生徒による体験発表会、保護者・療育専門家による講演会を実施し、障がい者理解の普及を図る。(参加校毎に実施)</p> <p>【実施時期】平成23年10月下旬～11月上旬</p>								

福祉保健課 (内線：7858・7142)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
職員人件費	705,960	698,360	7,600	4,251		126	701,583	
事業内容の説明 一般職員100名の人件費である。								
【終了】 成年後見制度推進方 策検討事業	0	1,000	△1,000					
トータルコスト	0千円 (前年度1,807千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容								
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明 県内での成年後見制度を円滑に機能させる仕組みづくりについて検討を行うため、一般社団法人鳥取県社会福祉士会に調査研究を委託したもの。(事業実施期間：平成21年度及び平成22年度) 委託事業の成果として「福祉後見支援センター(仮称)」の設置に係る提案を受けており、関係団体や市町村等と意見交換を行いながら検討をすすめていく。								

福祉保健課 (内線：7145)

(単位：千円)

6目 遺家族等援護費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族 等援護事業	13,846	17,153	△3,307	9,184		10 (受託収入) 214 (雑入) 22	4,416	
トータルコスト	26,627千円 (前年度 29,255千円) [正職員：1.6人・非常勤職員：2.4人]							
主な業務内容	特別給付金等の裁定、恩給等の進達、療養費支給請求に対する支払、慰霊祭開催							
工程表の政策目標 (指標)	適正な援護の実施							
事業内容の説明 戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
戦没者慰霊等援護事業	4,236	県戦没者慰霊祭等の慰霊事業の執行及び旧陸軍墓地の維持管理の実施並びに社会福祉事業功労に対する表彰						
戦傷病者遺族等援護費	8,237	旧軍人・軍属等の公務上の死亡又は傷病に対し本人若しくは遺族に対して支給する各種給付金等に係る事務、戦傷病者に対する療養給付等の実施						
中国残留邦人等支援事業	935	中国残留邦人等の永住帰国及び自立支援						
恩給等事務処理費	438	旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達並びに各種年金通算等に係る軍歴の調査・証明						
合 計	13,846							

2項 児童福祉費

福祉保健課 (内線: 7858)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,125,843	2,126,085	△242	55,865		(使用料) 209,720 (手数料) 547 (基金繰入金) 1,345 (受託収入) 4,369 (弁償金) 374 (雑入) 91,024	1,762,599	

説 明

一般職員289名の人件費である。

3項 生活保護費

福祉保健課 (内線: 7144)

1目 生活保護総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保護行政費	42,148	45,134	△2,986	9,836		(雑入) 48	32,264	

トータルコスト 119,632千円 (前年度 140,336千円) [正職員: 9.7人 非常勤職員: 1.1人]

主な業務内容 福祉事務所の監査、保護の決定及び調査、被保護者の訪問指導

工程表の政策目標 (指標) —

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活保護に係る各種の調査、監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。

2 主な事業内容

生活保護に係る各種の調査、監査、適正化対策事業の実施に要する経費

(単位: 千円)

区 分	予算額	財 源
監 査 委 託 事 業	350	国10/10
法 施 行 事 務 費	26,181	国1/2・県1/2、県10/10
生活保護適正実施推進事業	15,562	国10/10、国1/2・県1/2、県10/10
ホームレス全国調査事業	55	国10/10
合 計	42,148	

(1) 昨年度との主な変更点

- ・平成21、22年度の2カ年事業であった社会保障生計調査事業の終了
- ・レセプト管理システムの導入に伴い診療報酬明細書電算入力非常勤職員を1名減

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																				
住宅手当緊急特別措置事業	1,730	2,240	△510			(基金繰入金) 1,730																					
トータルコスト	4,126千円 (前年度 4,660千円) [正職員：0.3人]																										
主な業務内容	住宅手当の支給事務																										
工程表の政策目標(指標)	—																										
事業内容の説明				【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 県(市部及び福祉事務所設置町村は各市町村が実施)</p> <p>(2) 支給額 生活保護の住宅扶助の特別基準額以内</p> <p>(3) 支給期間 6ヶ月を限度(ただし3ヶ月延長可能)</p> <p>(4) 支給要件(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月以降に離職 ・世帯の生計維持中心者 ・収入が基準額未満の者 ・預貯金50万円以内(単身世帯) <p>(5) その他 支給期間中は常用就職に向けた就職活動を行わなければならない。</p>																											
被保護者自立(就労)支援事業	10,633	10,551	82			(基金繰入金) 10,581 (雑入) 52																					
トータルコスト	10,633千円 (前年度 10,551千円) [正職員：0.0人 非常勤職員：3.0人]																										
主な業務内容	被保護者に対する就労支援																										
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進																										
事業内容の説明				【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>就労支援専門員を県福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者(生活保護受給者)に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 県福祉事務所</p> <p>(2) 財源内訳 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金</p> <p>(3) 就労支援専門員の主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保護者に対し、求人・職業訓練等の情報を収集し、情報提供する。 ・被保護者に対し、就労意識の向上や職業選択等の助言・指導を行う。 ・被保護者に対し、公共職業安定所での就職活動、履歴書の書き方等の指導・援助を行う。 ・公共職業安定所等との連絡調整。 <p>3 就労支援の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>就労支援対象者数</th> <th>就労開始者数</th> <th>増収者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>42人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>52人</td> <td>11人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>73人</td> <td>17人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>95人</td> <td>22人</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table>								年度	就労支援対象者数	就労開始者数	増収者数	平成18年度	42人	4人	5人	平成19年度	52人	11人	4人	平成20年度	73人	17人	1人	平成21年度	95人	22人	7人
年度	就労支援対象者数	就労開始者数	増収者数																								
平成18年度	42人	4人	5人																								
平成19年度	52人	11人	4人																								
平成20年度	73人	17人	1人																								
平成21年度	95人	22人	7人																								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
離職者等生活困窮者支援事業	46,263	45,620	643			(基金繰入金) 46,263		
トータルコスト	48,659千円（前年度 48,040千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金の支払に係る事務							
工程表の政策目標（指標）	稼働層の自立促進							
事業内容の説明				【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の充当事業である住宅手当緊急特別措置事業、就労支援専門員配置事業に関して、各市及び福祉事務所を設置している町村へこれらの事業に必要な経費を補助金として支出する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>以下の事業の必要経費を各市町村へ補助金として支出する。（補助率 10/10）</p> <p>(1) 住宅手当緊急特別措置事業</p> <p>【事業の内容】</p> <p>離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。</p> <p>（国の実施要領に基づき、平成21年10月から全国及び本県で実施中）</p> <p>【実施主体】</p> <p>市及び福祉事務所を設置している町村。</p> <p>【予算額】 42,582千円</p> <p>(2) 就労支援専門員配置事業</p> <p>【事業の内容】</p> <p>就労支援専門員を福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者（生活保護受給者）に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。（鳥取市及び倉吉市が実施）</p> <p>【予算額】 3,681千円</p>								
職員人件費	183,943	202,910	△18,967	19,092			164,851	
事業内容の説明				一般職員26名の人件費である。				

2目 扶助費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
扶助費	1,240,442	1,763,881	△523,439	760,922		7,000	472,520	
トータルコスト	1,313,133千円 (前年度 1,862,311千円) [正職員：9.1人 非常勤職員：2.4人]							
主な業務内容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務、見舞金支給事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。								
2 主な事業内容 生活に困窮する者の最低限度の生活の保障、市及び福祉事務所を設置する市町村が保護した住所不定者への負担金の支給等に要する経費である。								
(1) 生活保護費 1,021,563千円 (国3/4、県1/4)								
(2) 住所不定者扶助費負担金 195,836千円 (県10/10)								
(3) 単県見舞金 23,043千円 (県10/10)								
(4) 昨年度との変更点 平成23年4月に6町(岩美町、智頭町、湯梨浜町、北栄町、南部町及び伯耆町)が福祉事務所を設置することに伴い生活保護費を減額								
【参考：保護の動向(県事務所分)】								
区 分	21年11月末	22年11月末						
被保護世帯	697世帯	757世帯						
被保護人員	959人	1,065人						

4項 災害救助費

1目 救助費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救助費	1,569	1,569	0	127			1,442	
トータルコスト	2,368千円 (前年度2,376千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助事業の周知説明、災害見舞金支給事務(災害救助法適用外)							
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進							
事業内容の説明								
県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者に見舞金を贈るため、また、大規模な災害を被った都道府県へ見舞金を贈るために要する経費等である。								
(単位：千円)								
内 容	予算額	財 源						
小 災 害 見 舞 金	1,200	県定額						
災害救助実務指導経費	254	国1/2、県1/2						
災害救助法施行事務担当者会議経費	115							
合 計	1,569							

2目 備蓄費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	1,538	1,686	△148			(財産収入) 1,538		
トータルコスト	2,337千円 (前年度2,493千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助基金の運用依頼、同基金運用益の同基金繰入事務							
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進、適正な援護の実施							
事業内容の説明								
<p>災害救助法に基づく災害救助基金の運用益の積立に要する経費である。</p> <p>・平成22年度基金見込額 248,857千円</p>								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
衛生統計費	7,368	12,451	△5,083	4,046		(雑入) 12	3,310										
トータルコスト	24,942千円 (前年度 30,201千円) [正職員：2.2人 非常勤職員：0.8人]																
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ、国への報告																
工程表の政策目標(指標)	—																
事業内容の説明																	
<p>保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査等に要する経費である。</p> <p>【主な統計調査】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>実施時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査(世帯票)</td> <td>6月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>人口動態調査</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> </tbody> </table>									調査名	実施時期	調査周期	国民生活基礎調査(世帯票)	6月予定	毎年	人口動態調査	毎月実施	毎年
調査名	実施時期	調査周期															
国民生活基礎調査(世帯票)	6月予定	毎年															
人口動態調査	毎月実施	毎年															

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
原爆被爆者保護費	199,322	220,955	△21,633	191,391		12	7,919	
トータルコスト	214,499千円 (前年度236,284千円) [正職員: 1.9人 非常勤職員: 0.7人]							
主な業務内容	被爆者健康診断の実施、各種手当申請の審査・支払、療養費支給請求に対する支払							
工程表の政策目標(指標)	適正な援護の実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区 分	予算額	事 業 内 容						
原爆被爆者健康診断費	4,545	原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (国10/10)						
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成 (単県)						
原爆被爆者保護費	189,537	各種手当の認定及び支給事務、介護保険等利用助成 (国10/10) (国8/10・県2/10) (国1/2・県1/2)						
	570	鳥取県原爆被害者協議会の行う慰霊式典に対する助成等 (補助率4/5、国2/3・県1/3、単県)						
標準事務費	1,728	事業に係る標準事務費 (国10/10) (国1/2・県1/2)						
人件費	2,442	非常勤職員1名の人件費 (単県)						
合計	199,322							
福祉保健部管理運営費(衛生費)	422	379	43				422	
トータルコスト	422千円 (前年度379千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応や、中国ブロック衛生主管部局長会議及び全国衛生部長会に係る経費である。								
職員人件費	265,141	266,202	△1,061	9,959		(手数料) 311	254,871	
事業内容の説明								
一般職員36名の人件費である。								

福祉保健課(内線:7142・7858)

東部総合事務所福祉保健局(電話:0857-22-5163)

中部総合事務所福祉保健局(電話:0858-23-3132)

3項. 保健所費

1目 保健所費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	1,188	1,188	0				1,188	
トータルコスト	1,188千円(前年度1,188千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	保健所との連絡調整、派遣研修内容検討							
工程表の政策目標(指標)	県の福祉専門職員の資質向上							
事業内容の説明								
保健所に関する指導及び管理、公衆衛生に関する業務に従事している保健師等の国立保健医療科学院が実施する研修等への派遣及び全国保健所長会に係る経費である。								
地域保健医療推進事業	4,097	3,625	472				4,097	
トータルコスト	6,493千円(前年度6,045千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	保健所ネットワークシステム関係課との連絡調整、保守料等の支払事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
保健所ネットワークシステム(保健・医療・福祉に関する情報を収集、分析するためのオンラインシステム)の運営に要する経費である。								
<地方機関計上予算> 東部総合事務所福祉保健局運営費	16,490	16,571	△81				16,490	
トータルコスト	72,406千円(前年度73,047千円) [正職員:7.0人]							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
東部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
<地方機関計上予算> 中部総合事務所福祉保健局運営費	4,042	4,277	△235				4,042	
トータルコスト	28,006千円(前年度28,481千円) [正職員:3.0人]							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
中部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								

西部総合事務所福祉保健局（電話：0859-31-9315）

日野総合事務所福祉保健局（電話：0859-72-2080）

福祉保健課（内線：7858）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所福祉保健局運営費	25,372	25,254	118			21	25,351	
トータルコスト	54,928千円（前年度55,106千円）〔正職員：3.7人 非常勤職員：2.3人〕							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
西部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
<地方機関計上予算> 日野総合事務所福祉保健局運営費	2,606	2,627	△21			9	2,597	
トータルコスト	28,168千円（前年度28,445千円）〔正職員：3.2人 臨時職員：1.0人〕							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	障がい者や高齢者が地域で自立して暮らしていけるように地域で支え合う体制づくりを推進							
事業内容の説明								
日野総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
職員人件費	632,299	625,888	6,411				632,299	
事業内容の説明								
一般職員88名の人件費である。								

4項 医薬費

福祉保健課（内線：7858）

1目 医薬総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料) 14,149 (雑入) 210	一般財源	
職員人件費	463,293	466,824	△3,531				448,934	
事業内容の説明								
一般職員52名及び定数外職員10名の人件費である。								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7157)

2目 身体障がい者福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	5,127	5,224	△97				5,127	
トータルコスト	9,920千円(前年度10,065千円)[正職員:0.6人]							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、入所調整会議、身体障害者の援護に係る各種研修の開催							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
身体障害者更生相談所が行う医学的・心理的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。								
2 主な事業内容								
<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談事業、定期相談事業 ・障害程度審査委員会 ・地域リハビリテーション推進事業 ・リハビリテーション関係職員研修事業、市町村職員研修事業 								
身体障がい者福祉費	5,389	5,389	0	355			5,034	
トータルコスト	6,188千円(前年度6,196千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務及び相談員等手当支払い事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
身体障害者相談員を設置して身体障がい者の在宅生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。								
2 主な事業内容								
(単位:千円)								
区分	予算額	事業内容					財源	
身体障害者相談員設置事業	1,968	身体障害者相談員(79人)の設置に要する経費等						
身体障害者相談員活動推進事業	2,561	身体障害者相談員の指導、研修業務に当たる推進員を県身体障害者福祉協会に設置する。					県10/10	
県身体障がい者福祉大会開催等事業	150	身体障がい者福祉大会の開催に対し助成する。						
身体障害者相談員活動強化事業	620	身体障害者相談員に対する研修会の開催を県身体障害者福祉協会に委託する。					国1/2 県1/2	
標準事務費	90							
合計	5,389							

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
身体障がい者福祉事業振興費（点字図書館運営費等補助金）	27,165	27,628	△463	13,582			13,583													
トータルコスト	27,964千円（前年度 28,435千円）[正職員：0.1人]																			
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>点字刊行物、視覚障がい者用の録音物等を製作し、利用を促進するとともに点訳を行う者の養成等を行う点字図書館の運営に必要な経費を助成することにより、視覚障がい者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>点字図書館運営費補助金（27,165千円） 社会福祉法人が設置する点字図書館に対して運営費を助成する。（国1/2、県1/2）</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス点字図書館</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人鳥取県ライトハウス</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉3丁目18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等</td> </tr> <tr> <td>職員体制</td> <td>館長、司書（兼音声訳指導員）、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内 容	施設名	鳥取県ライトハウス点字図書館	実施主体	社会福祉法人鳥取県ライトハウス	所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3	主な業務	点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等	職員体制	館長、司書（兼音声訳指導員）、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名
区分	内 容																			
施設名	鳥取県ライトハウス点字図書館																			
実施主体	社会福祉法人鳥取県ライトハウス																			
所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3																			
主な業務	点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等																			
職員体制	館長、司書（兼音声訳指導員）、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名																			
[終了] 聴覚障がい者生活支援モデル事業	0	1,000	△1,000																	
トータルコスト	0千円（前年度1,807千円）[正職員：0.0人]																			
主な業務内容																				
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
平成21年度から22年度までの2年間の事業期間が満了したため、事業を終了する。																				

3目 知的障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	2,050	2,050	0				2,050	
トータルコスト	22,020千円（前年度22,220千円）〔正職員：2.5人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理的判定業務、各種研修の開催							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定や入所調整等に要する経費である。								
2 主な事業内容								
<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び判定業務 ・市町村職員等研修事業 								
知的障がい者福祉費	4,233	4,233	0	175			4,058	
トータルコスト	5,831千円（前年度5,847千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	連絡調整、委託契約事務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
知的障がい者に対する相談体制の充実・強化を図るとともに当事者団体の研修事業等への助成を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
知的障害者相談員設置事業	1,171	知的障害者相談員（47人）の設置に要する経費等である。						
知的障害者相談員活動推進事業	2,572	知的障害者相談員に対する指導・援助、連絡会の開催等を行う。 〔委託先：（社）鳥取県手をつなぐ育成会〕 ※研修会経費（350千円）については国1/2、県1/2						
鳥取県手をつなぐ育成会補助金	490	知的障がい児（者）の保護者を対象とした研修事業、社会啓発事業の実施に要する経費を補助する。 〔実施主体：（社）鳥取県手をつなぐ育成会〕						
合 計	4,233							

8目 特別医療費助成事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
特別医療費助成事業 （重度心身障がい者医療費等助成事業費）	628,135	676,896	△48,761				628,135																			
トータルコスト	628,934千円（前年度677,703千円） [正職員：0.1人]																									
主な業務内容	補助金交付事務等																									
工程表の政策目標(指標)	—																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的・概要																										
鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。																										
2 主な事業内容																										
重度心身障がい者の医療費の本人負担分（3割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。																										
[対象者]																										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～2級身体障害者手帳の所持者 ・ IQ3.5以下の知的障がい者 ・ IQ50以下の知的障がい者で3～4級身体障害者手帳の所持者 																										
[所得制限]																										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の年間所得額が一定の金額未満の者に助成 ・ 基準額：扶養親族が0人の場合、年間1,595千円未満（老齢福祉年金の支給基準を準拠） ※基準額は扶養親族の数により異なる 																										
[自己負担額]																										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1医療機関ごとの月額負担上限まで総医療費の1割を負担 ・ ただし、次の①～③に該当する場合は、自己負担額なし ①市町村民税非課税世帯（自立支援医療の対象者のうち未申請者を除く。） ②自立支援医療の高額治療継続者（人工透析等）がその医療を受けた場合 ③障害者自立支援法等の「境界層」該当者の証明書の交付を受けた方 																										
[月額負担上限]																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>通 院</th> <th>入 院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>2,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	通 院	入 院	一 般	2,000円	10,000円	低所得	1,000円	5,000円									
区 分	通 院	入 院																								
一 般	2,000円	10,000円																								
低所得	1,000円	5,000円																								
※低所得：本人が市町村民税非課税																										
（単位：千円）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費補助金</td> <td>612,076</td> <td>医療費の助成に要する経費 （県1/2、市町村1/2）</td> </tr> <tr> <td>事務費補助金</td> <td>12,659</td> <td>市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 （県1/2、市町村1/2）</td> </tr> <tr> <td>協力費交付金</td> <td>2,950</td> <td>特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対して広報等に要する費用を交付するために要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県医師会 2,500千円 ・ 県歯科医師会 450千円 </td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td>450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>628,135</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	医療費補助金	612,076	医療費の助成に要する経費 （県1/2、市町村1/2）	事務費補助金	12,659	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 （県1/2、市町村1/2）	協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対して広報等に要する費用を交付するために要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県医師会 2,500千円 ・ 県歯科医師会 450千円 	標準事務費	450		合 計	628,135	
区 分	予算額	内 容																								
医療費補助金	612,076	医療費の助成に要する経費 （県1/2、市町村1/2）																								
事務費補助金	12,659	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 （県1/2、市町村1/2）																								
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対して広報等に要する費用を交付するために要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県医師会 2,500千円 ・ 県歯科医師会 450千円 																								
標準事務費	450																									
合 計	628,135																									

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業 (小児医療費助成事業費)	662,559	388,401	274,158				662,559	
トータルコスト	663,358千円 (前年度389,208千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指針)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、小児の医療費に対して助成し、子どもの健康の保持及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

2 主な事業内容

中学校卒業までの小児に係る医療費の本人負担分から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

[所得制限]
なし

[自己負担額]
入院: 1,200円/日 (低所得世帯は月15日まで)
通院: 530円/日 (1月4回を限度)

(単位: 千円)

区分	予算額	内 容
医療費補助金	606,269	医療費の助成に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
事務費補助金	55,990	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
標準事務費	300	
合計	662,559	

3 これまでの取組状況、改善点

小児の医療費を助成する市町村に対し、医療費及び事務費(審査・支払手数料)の1/2を助成。県制度創設時(昭和48年)の助成対象年齢は、入院・通院とも、1歳児未満児。その後、段階的に助成対象年齢を拡充し、平成20年4月からは入院・通院とも小学校就学前までとしていた。平成23年4月1日から、助成対象年齢を入院、通院ともに中学校卒業までに引き上げる。

【平成23年3月以前】小学校就学前まで(小学校就学の始期に達するまでの間にある者)

【平成23年4月以降】中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業 （特定疾病医療費助成事業費）	25,954	55,612	△29,658				25,954	
トータルコスト	26,753千円（前年度56,419円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県特別医療費助成条例に基づき、特定疾病で医療を受けている者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び経済的負担の軽減を図る。								
2 主な事業内容								
特定疾病で医療を受けている者に係る医療費の本人負担分（3割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。								
[対象者]								
<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の厚生労働大臣の定める慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、神経・筋疾患の患者 20歳以上の厚生労働大臣の定める先天性代謝異常（先天性クレチン病、フェニルケトン尿症等）の患者 								
[所得制限]								
なし								
[自己負担額]								
入院：1,200円／日（低所得世帯※は月15日まで）								
通院：530円／日（1月4回を限度）								
※ 低所得者世帯：限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けた者								
（単位：千円）								
区 分	予算額		内 容					
医療費補助金	24,682		医療費の助成に要する経費 （県1/2、市町村1/2）					
事務費補助金	872		市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 （県1/2、市町村1/2）					
標準事務費	400							
合 計	25,954							
※平成23年4月から小児医療費助成制度の対象年齢が拡大（小学校就学前⇒中学校卒業まで）されることに伴い、当事業助成対象者が減少する見込みである。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業 （ひとり親家庭医療 費助成事業費）	118,168	117,117	1,051				118,168	
トータルコスト	118,967千円（前年度117,924千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県特別医療費助成条例に基づき、ひとり親家庭の医療費に対して助成し、ひとり親家庭の健康の保持及び経済的負担の軽減を図る。								
2 主な事業内容								
ひとり親家庭に係る医療費の本人負担分（3割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。								
[対象者] ひとり親家庭の18歳に達した日の属する年度末までの児童及びその父母等								
[所得制限] 所得税非課税世帯								
[自己負担額] 入院：1,200円/日（低所得世帯※は月15日まで） 通院：530円/日（1月4回を限度）								
※ 低所得者世帯：限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けた者								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
医療費補助金	112,927	医療費の助成に要する経費 （県1/2、市町村1/2）						
事務費補助金	4,841	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 （県1/2、市町村1/2）						
標準事務費	400							
合 計	118,168							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業 （精神障がい者医療 費助成事業費）	67,690	61,167	6,523				67,690	
トータルコスト	67,690千円（前年度61,167千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、精神障がい者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。

2 主な事業内容

精神障がい者の医療費の本人負担分（3割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

[対象者]

1級の精神障害者保健福祉手帳の所持者

[所得制限]

- ・本人の年間所得額が一定の金額未満の者に助成
- ・基準額：扶養親族が0人の場合、年間1,595千円未満（老齢福祉年金の支給基準を準拠）
※基準額は扶養親族の数により異なる

[自己負担額]

- ・1医療機関ごとの月額負担上限まで総医療費の1割を負担
- ・ただし、次の①～③に該当する場合は、自己負担額なし
- ①市町村民税非課税世帯（自立支援医療の対象者のうち未申請者を除く。）
- ②自立支援医療の高額治療継続者（統合失調症等）がその医療を受けた場合
- ③障害者自立支援法等の「境界層」該当者の証明書の交付を受けた方

[月額負担上限]

区 分	通 院	入 院
一 般	2,000円	10,000円
低所得	1,000円	5,000円

※低所得：本人が市町村民税非課税

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
医療費補助金	66,822	医療費の助成に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
事務費補助金	468	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
標準事務費	400	
合 計	67,690	

障がい福祉課（内線：7193）

11目 知的障がい者福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
厚生事業団経営安定化支援事業（白兔はまなす園土地使用料）	3,128	3,540	△412				3,128	
トータルコスト	3,128千円（前年度3,540千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	契約事務、決算事務、監査関係事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成17年4月1日付けて旧県立施設を譲渡した社会福祉法人鳥取県厚生事業団の経営安定化を支援する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	予算額	事業内容						
白兔はまなす園土地使用料	3,128	白兔はまなす園の敷地の借受に要する経費						

障がい福祉課（内線：7152）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別障害者手当等支給事業費	68,367	123,280	△54,913	50,757			17,610	
トータルコスト	70,763千円（前年度125,700千円） [正職員：0.3人、非常勤職員：0.1人]							
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
日常生活において常時特別な介護を要する町村在住の在宅・重度の障がい者（児）に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。（国3/4、県1/4）								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	単 価	予 算 額						
特別障害者手当 (2,131人)	26,440円/月	59,161						
障害児福祉手当 (546人)	14,380円/月	8,244						
福祉手当（経過措置分）(18人)	14,380円/月	272						
標準事務費	-	690						
合 計	-	68,367						
※（ ）の人数は延受給者見込数								

障がい福祉課 (内線：7152)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉事業費 (3障がい手帳事務費)	(8,838) 6,672	(7,620) 5,472	(1,218) 1,200			(2,166)	(6,672) 6,672	
トータルコスト	61,789千円 (前年度61,141千円) [正職員：6.9人、非常勤職員：1.6人]							
主な業務内容	3障がい手帳(身体・療育・精神)の発行・管理業務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明 ※上段()内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>3障がい手帳(身体・療育・精神)の発行・管理業務を統括することにより、障がい福祉サービスの根幹である手帳制度の円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 3障がい手帳(身体・療育・精神)発行・管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3障がい手帳(身体・療育・精神)の発行・管理 ・ 災害時要援護者情報の登録 ・ 点字等による情報提供希望者の登録 <p>(2) 障がい者の援護に係る市町村間の調整業務</p> <p>(3) 3障がい手帳発行・管理システム改修経費</p>								
障がい者福祉事業費 (障がい者福祉事務費)	2,466	2,466	0				2,466	
トータルコスト	5,661千円 (前年度 5,693千円) [正職員：0.4人 非常勤職員：0.2人]							
主な業務内容	鳥取県障害者施策推進協議会等の開催、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県障害者施策推進協議会の開催及び福祉フォーラム開催経費の助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位：千円)								
区 分	内 容						予算額	
鳥取県障害者施策推進協議会	障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する。						1,466	
福祉フォーラム開催支援事業費補助金	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する福祉フォーラム開催経費の一部を助成する。						1,000	
合 計						2,466		

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費（介護給付費等）	2,211,789	1,961,594	250,195				2,211,789	
トータルコスト	2,260,516千円（前年度 2,010,809千円）〔正職員：6.1人〕							
主な業務内容	負担（補助）金交付事務、指導監査等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 障害者自立支援法により支給される自立支援給付について、その一部を法に基づき負担するものである。（実施主体：市町村、負担率：国1/2，県1/4，市町村1/4）</p>								
<p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）				（単位：千円）				
＜介護給付費＞（H23.3月～H24.2月分）				＜訓練等給付費＞（H23.3月～H24.2月分）				
区分	予算額			区分	予算額			
居宅介護	151,029			就労移行支援	36,760			
重度訪問介護	24,306			就労継続支援A型	46,868			
行動援護	14,881			就労継続支援B型	349,887			
児童デイサービス	63,469			グループホーム	36,102			
短期入所	30,519			＜その他の費用＞（H23.3月～H24.2月分）				
生活介護	433,656			相談支援	2,224			
ケアホーム	103,105			特定障害者特別給付費	50,479			
療養介護	29,906			高額障害福祉サービス費	405			
施設入所支援	150,754			療養介護医療費	5,482			
＜旧法施設支援＞（H23.3月～H24.2月分）				＜補装具費＞（H23.4月～H24.3月分）				
旧法施設入所（通所）支援	638,500			補装具費	28,089			
＜訓練等給付費＞（H23.3月～H24.2月分）				合 計				
自立訓練（機能訓練）	1,082			2,211,789				
自立訓練（生活訓練）	14,286							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費（自立支援医療費等（更生医療））	158,672	143,531	15,141				158,672	
トータルコスト	161,867千円（前年度146,758千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療に対して助成を行うことにより、18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。

（実施主体：市町村）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額	負担割合
診療報酬審査手数料	更生医療及び療養介護医療に係る診療報酬審査手数料を負担する。	1,475	県1/2 市町村1/2
自立支援医療（更生医療）給付事業負担金	障がいの軽減、除去や機能回復に要する医療費を負担する。	157,197	国1/2 県1/4 市町村1/4
合 計		158,672	

自立支援給付費（自立支援医療費等（精神））	962,770	888,513	74,257	470,147		(雑入) 36	492,587	
-----------------------	---------	---------	--------	---------	--	------------	---------	--

トータルコスト 989,130千円（前年度915,137千円）[正職員：3.3人、非常勤職員：1.7人]

主な業務内容 支給認定業務、診療報酬等支払事務等

工程表の政策目標(指標) —

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

精神疾患のある方が自立した社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止に必要な医療費の一部を助成する。

（実施主体：県）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内 容
自立支援医療費（精神）（国1/2、県1/2）	940,295	自立支援医療（精神）に要する扶助費（平成22年9月末現在 10,815人）
医療費審査事務委託費（単県）	15,149	公費負担医療費の審査・支払事務の委託（委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）
非常勤職員報酬等（単県）	7,326	自立支援医療（精神）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付に係る諸事務
合 計	962,770	

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																																																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																																																																								
鳥取発！農福連携モデル事業	(46,336) 4,657	(45,201) 3,861	(1,135) 796			(41,679)	(4,657) 4,657																																																																																																																								
トータルコスト	13,444千円（前年度 11,929千円）〔正職員：1.1人〕																																																																																																																														
主な業務内容	連絡調整、広報活動、制度設計、作業掘り起こし 等																																																																																																																														
工程表の政策目標（指標）	—																																																																																																																														
事業内容の説明 ※上段（ ）内の数値は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額																																																																																																																															
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者の新たな就労の場として、農業・林業・水産業分野への就労を促進するため、実践モデル事業を通じて、就労系障がい者福祉施設における就労事業としての受委託システムの体系を検討するとともに、収益事業としての農業生産活動の促進と、将来的には農業・林業・水産業分野への一般就労を期待し、連携を推進する。</p>																																																																																																																															
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実践モデル事業</p> <p>① 農福連携実践モデル事業</p> <table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td colspan="7">就労系障がい者福祉施設等を利用する障がい者が様々な農作業・林業作業を体験する実践モデル事業を実施して、障がい者が作業を行うために必要な工程分析を行い、効率的な作業体系、指導方法を検証し、障がい者が受託可能な農作業・林業作業のリストアップと支援体制の確立を目指す。</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="7"> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所のニーズ把握 ・障がい者が有償ボランティア等の支援を受けながら様々な農作業を体験する機会を提供 ・コーディネーター2名、事務補助員1名の配置 ・協力農家等への謝金支払 ・農業関係者等を対象とした研修 ・個々の実践モデルの検証を通じたマッチング体制の検討 </td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="7">(41,679千円)</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td colspan="7">ふるさと雇用再生特別交付金 10/10</td> </tr> </table> <p>※ 3圏域に設置されている障がい者就労支援プロジェクトチームが実施する。</p> <p>② 水福連携実践モデル事業</p> <table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td colspan="7">就労系障がい者福祉施設等を利用する障がい者が水産関係の作業を体験する実践モデル事業を実施して、障がい者が作業を行うために必要な工程分析を行い、水産業における作業受委託の可能性を検討する。</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="7"> <ul style="list-style-type: none"> ・作業の掘り起こし等 ・作業希望施設等の調整 ・コーディネート、謝金支払い 等 </td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="7">280千円</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td colspan="7">一般財源</td> </tr> </table> <p>※ 水産課及び障がい福祉課が実施する。</p> <p>(2) 有償ボランティア制度</p> <table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td colspan="7">障がい者の農業分野・林業分野での施設外就労を促進するため、作業支援を行う「有償ボランティア制度」を実施。</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="7">施設外就労を行うために、有償ボランティアを雇用した障害福祉サービス事業所に対し、助成金を交付</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="7">2,160千円</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td colspan="7">一般財源</td> </tr> </table> <p>(3) 研修事業</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td colspan="7">障がい者の農業分野・林業分野での職域拡大を念頭に、障がい者就労支援プロジェクトチームにより、圏域独自のニーズに応じた研修・実習を実施する。</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="7">2,217千円</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td colspan="7">一般財源</td> </tr> </table>								目的	就労系障がい者福祉施設等を利用する障がい者が様々な農作業・林業作業を体験する実践モデル事業を実施して、障がい者が作業を行うために必要な工程分析を行い、効率的な作業体系、指導方法を検証し、障がい者が受託可能な農作業・林業作業のリストアップと支援体制の確立を目指す。							内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所のニーズ把握 ・障がい者が有償ボランティア等の支援を受けながら様々な農作業を体験する機会を提供 ・コーディネーター2名、事務補助員1名の配置 ・協力農家等への謝金支払 ・農業関係者等を対象とした研修 ・個々の実践モデルの検証を通じたマッチング体制の検討 							予算額	(41,679千円)							財源	ふるさと雇用再生特別交付金 10/10							目的	就労系障がい者福祉施設等を利用する障がい者が水産関係の作業を体験する実践モデル事業を実施して、障がい者が作業を行うために必要な工程分析を行い、水産業における作業受委託の可能性を検討する。							内容	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の掘り起こし等 ・作業希望施設等の調整 ・コーディネート、謝金支払い 等 							予算額	280千円							財源	一般財源							目的	障がい者の農業分野・林業分野での施設外就労を促進するため、作業支援を行う「有償ボランティア制度」を実施。							内容	施設外就労を行うために、有償ボランティアを雇用した障害福祉サービス事業所に対し、助成金を交付							予算額	2,160千円							財源	一般財源							内容	障がい者の農業分野・林業分野での職域拡大を念頭に、障がい者就労支援プロジェクトチームにより、圏域独自のニーズに応じた研修・実習を実施する。							予算額	2,217千円							財源	一般財源						
目的	就労系障がい者福祉施設等を利用する障がい者が様々な農作業・林業作業を体験する実践モデル事業を実施して、障がい者が作業を行うために必要な工程分析を行い、効率的な作業体系、指導方法を検証し、障がい者が受託可能な農作業・林業作業のリストアップと支援体制の確立を目指す。																																																																																																																														
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所のニーズ把握 ・障がい者が有償ボランティア等の支援を受けながら様々な農作業を体験する機会を提供 ・コーディネーター2名、事務補助員1名の配置 ・協力農家等への謝金支払 ・農業関係者等を対象とした研修 ・個々の実践モデルの検証を通じたマッチング体制の検討 																																																																																																																														
予算額	(41,679千円)																																																																																																																														
財源	ふるさと雇用再生特別交付金 10/10																																																																																																																														
目的	就労系障がい者福祉施設等を利用する障がい者が水産関係の作業を体験する実践モデル事業を実施して、障がい者が作業を行うために必要な工程分析を行い、水産業における作業受委託の可能性を検討する。																																																																																																																														
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の掘り起こし等 ・作業希望施設等の調整 ・コーディネート、謝金支払い 等 																																																																																																																														
予算額	280千円																																																																																																																														
財源	一般財源																																																																																																																														
目的	障がい者の農業分野・林業分野での施設外就労を促進するため、作業支援を行う「有償ボランティア制度」を実施。																																																																																																																														
内容	施設外就労を行うために、有償ボランティアを雇用した障害福祉サービス事業所に対し、助成金を交付																																																																																																																														
予算額	2,160千円																																																																																																																														
財源	一般財源																																																																																																																														
内容	障がい者の農業分野・林業分野での職域拡大を念頭に、障がい者就労支援プロジェクトチームにより、圏域独自のニーズに応じた研修・実習を実施する。																																																																																																																														
予算額	2,217千円																																																																																																																														
財源	一般財源																																																																																																																														
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成22年12月末までに実践モデル事業に参加した事業所等は28.80件の作業を完了し、延べ2,976人の障がい者が作業にあたった。23年度は農業に加え、林業、水産業についても連携した取組を推進する。</p>																																																																																																																															

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県障害福祉サービス事業所ウェブアクセシビリティ技術向上支援事業	276	0	276				276	
トータルコスト	276千円 (前年度 0千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	委託料の支払い、現場設営 等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内のIT系業務を行う障害福祉サービス事業所を対象に、当該事業所がウェブアクセシビリティにかかる業務を受注することが出来るよう、ウェブアクセシビリティにかかる基礎知識、技術等を習得するための研修会を開催する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>アクセシビリティとは、誰もがさまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。 特に、ウェブページにおけるアクセシビリティとは、そのウェブページが、身体的・年齢的な条件にかかわらず、どのような環境や条件であっても、誰もが情報を取得・利用できる柔軟性に富んでいて、アクセスした誰もが同様に情報を利用できる状態にあること、あるいはその度合いを意味する。</p> </div> <p>2 主な事業内容</p> <p>県内のIT系業務を行う障害福祉サービス事業所利用者等を対象とした研修会の実施を、株式会社鳥取県情報センターに委託する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>IT関連の業務を行う障害福祉サービス事業所は、県内に5事業所あるが、こうした事業所においても受注量が減少傾向にある。工賃3倍計画事業等を活用し、就労事業の活性化に取り組んでいるところだが、さらなる取組が必要である。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																									
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	7,659	7,036	623				7,659																																									
トータルコスト	12,452千円（前年度11,877千円）〔正職員：0.6人〕																																															
主な業務内容	審査委員会の開催、審査等																																															
工程表の政策目標（指標）	-																																															
事業内容の説明																																																
<p>1 事業の目的・概要 安定した障害福祉サービス事業所運営を可能とすること、事業所運営に必要な環境整備を図ることを目的とした融資制度及び助成制度。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保は、金融機関の取扱いによる 保証人有（金融機関の取扱いによる）</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>元金均等毎月償還方式（線上償還可）</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td>審査委員会を開催して事業計画を審査</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>171千円</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td>一般財源</td> </tr> </table> <p>(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関に県が直接補助</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,955千円</td> </tr> </table> <p>(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県2/3</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>5,171千円</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td>審査委員会を開催して事業計画を審査</td> </tr> </table> <p>(4) 標準事務費 362千円</p>									貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人	貸付限度額	500万円	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保は、金融機関の取扱いによる 保証人有（金融機関の取扱いによる）	資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）	償還期間	5年以内	据置期間	6ヶ月以内	償還方法	元金均等毎月償還方式（線上償還可）	摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査	予算額	171千円	財源	一般財源	実施主体	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関に県が直接補助	補助率	県10/10	補助対象経費	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成	予算額	1,955千円	実施主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人	対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など	限度額	1,000千円	補助率	県2/3	予算額	5,171千円	摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査
貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人																																															
貸付限度額	500万円																																															
貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保は、金融機関の取扱いによる 保証人有（金融機関の取扱いによる）																																															
資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）																																															
償還期間	5年以内																																															
据置期間	6ヶ月以内																																															
償還方法	元金均等毎月償還方式（線上償還可）																																															
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査																																															
予算額	171千円																																															
財源	一般財源																																															
実施主体	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関に県が直接補助																																															
補助率	県10/10																																															
補助対象経費	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成																																															
予算額	1,955千円																																															
実施主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人																																															
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など																																															
限度額	1,000千円																																															
補助率	県2/3																																															
予算額	5,171千円																																															
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査																																															

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
小規模作業所等工賃 3倍計画事業	13,967	12,503	1,464	6,983			6,984		
トータルコスト	21,955千円（前年度 20,571千円）〔正職員：1.0人〕								
主な業務内容	検討委員会運営、実態調査の実施、セミナー開催、委託契約事務等								
工程表の政策目標（指標）	-								
事業内容の説明									
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>小規模作業所等で働く障がい者の工賃水準を引き上げ、障害基礎年金等の社会福祉給付等による収入と合わせることで、地域において障がい者の自立した生活を実現し、就労に対する意識の向上を図る。 併せて、小規模作業所等の経営改善及び工賃向上に対する職員等の意識改革を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障がい者が単身で衣食住の出費に必要な最低水準を「月額10万円」に設定。障害年金（2級：月額約6万6千円）に、平成18年度の工賃（県平均約1万1千円）を3倍にさせ、3万3千円にすることにより「月収10万円」を実現するため、次の事業を実施する。</p>									
（単位：千円）									
項目	事業内容						予算額	備考	
新事業展開等支援	ビジネス力等強化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家を派遣し、福祉事業所を支援 ・ 福祉事業所からの相談申込みに基づく支援 ・ 県の訪問調査への同行による課題の把握 ・ 課題に対応した相談支援（電話・訪問） ・ 集合研修に参加できない福祉事業所に対する出前研修 						4,943	委託
	（新規）企業との協働連携支援事業	<p>① 企業の運営ノウハウと福祉事業所の実態の両方を知る専門家を企業に派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の商品開発の企画段階から福祉事業所との協働を提案 ・ 協働による新たな事業展開を図る <p>② 「は〜とふるフェア」の開催</p> <p>工賃3倍計画事業の総括としての成果発表会・見本市を開催</p>						1,756	委託
人材育成・体制整備	各種セミナーの開催	<p>① トップセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人理事長、施設長等を対象 ・ 工賃向上に係るトップの意識改革を図ることにより、福祉事業所全体の取組みとして促進 ・ 福祉事業所における支援力の必要性、ビジネス力（経営力）の必要性に関する講義、目標工賃達成事業所、利用者の欠席が少ない福祉事業所の施設長による成功例の発表等 <p>② ビジネスマナーセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事業所の職員を対象 ・ 販路拡大、就職活動等、ビジネスを行う上で最低限必要なマナーの修得を図る 						1,686	委託
		販路・受注拡大推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の訪問による発注可能作業の把握 ・ 福祉事業所の訪問による状況把握、企業情報の提供 ・ 福祉事業所製品を紹介する「商談会」の開催 ・ 小売店で福祉事業所製品を販売する「ハートフルコーナー」の設置 						1,668
	NPO法人鳥取県就労事業振興センター機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部福祉保健局内に振興センターの事務所を開設（駐在員1名配置） ・ 東部管内における委託事業実施のための連絡・調整を行う 						3,420	委託
検討委員会		「工賃3倍計画」の進捗状況の点検・評価等（年3回開催）						494	
計							13,967		

※委託先は、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターを予定。

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
障害者就労事業振興センター運営支援事業	9,021	8,887	134				9,021											
トータルコスト	10,619千円 (前年度 10,501千円) [正職員：0.2人]																	
主な業務内容	補助金業務、補助事業者との連絡調整等																	
工程表の政策目標 (指標)	-																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>小規模作業所、授産施設、就労継続支援事業所等の製品の販売促進活動を活性化することにより、障がい者の就労、収入の増及び魅力ある社会づくりを促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>小規模作業所等における障がい者の仕事の活性化のための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」の運営に必要な経費に対して助成する。</p> <p>【障害者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織形態</td> <td>特定非営利活動法人 (平成18年度から) (16年7月事業開始)</td> </tr> <tr> <td>会員</td> <td>66ヶ所 (小規模作業所8ヶ所、授産施設14ヶ所、就労継続支援事業所43ヶ所、その他の団体1ヶ所)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 作業所製品の販売調整 (共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理等) 制度案内誌 (よりよい暮らしのために) 発行 商工会議所への加入、小規模作業所等への加入促進、情報提供 仕事の場 (一般就労、施設外就労活動等) の開拓 高工賃支給事業所 (就労継続支援A型事業等) 開設に向けての支援 オリジナル製品共同開発・共同販売 作業所グループ会議の開催、共同事業実施 障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、小規模作業所等への情報提供等 </td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>センター長兼事務局長1名、事務補助員1名</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	組織形態	特定非営利活動法人 (平成18年度から) (16年7月事業開始)	会員	66ヶ所 (小規模作業所8ヶ所、授産施設14ヶ所、就労継続支援事業所43ヶ所、その他の団体1ヶ所)	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 作業所製品の販売調整 (共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理等) 制度案内誌 (よりよい暮らしのために) 発行 商工会議所への加入、小規模作業所等への加入促進、情報提供 仕事の場 (一般就労、施設外就労活動等) の開拓 高工賃支給事業所 (就労継続支援A型事業等) 開設に向けての支援 オリジナル製品共同開発・共同販売 作業所グループ会議の開催、共同事業実施 障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、小規模作業所等への情報提供等 	職員配置	センター長兼事務局長1名、事務補助員1名
区分	内容																	
組織形態	特定非営利活動法人 (平成18年度から) (16年7月事業開始)																	
会員	66ヶ所 (小規模作業所8ヶ所、授産施設14ヶ所、就労継続支援事業所43ヶ所、その他の団体1ヶ所)																	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 作業所製品の販売調整 (共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理等) 制度案内誌 (よりよい暮らしのために) 発行 商工会議所への加入、小規模作業所等への加入促進、情報提供 仕事の場 (一般就労、施設外就労活動等) の開拓 高工賃支給事業所 (就労継続支援A型事業等) 開設に向けての支援 オリジナル製品共同開発・共同販売 作業所グループ会議の開催、共同事業実施 障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、小規模作業所等への情報提供等 																	
職員配置	センター長兼事務局長1名、事務補助員1名																	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者就労支援推進事業	3,410	2,955	455	1,081			2,329	
トータルコスト	5,008千円（前年度 4,569千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	委託料の支払い、謝金の支払い等							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 （目標値：一般就労への移行者数64人（平成23年度～平成30年度において毎年））							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 障がい者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境への改善、職員の理解、就労支援スキルの向上を図ることを目的とした障がい者就労支援セミナー（ジョブコーチ地方セミナー）を開催する。								
(2) 障がい者の職場実習の活性化を図ることを目的として、実習の受入企業に対して謝金を支給する。								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者就労支援セミナー（ジョブコーチ地方セミナー）開催事業								
目的	障がい者が能力を発揮でき、作業効率の向上につながる職場環境への改善、職員の理解、就労支援スキルの向上を図る。							
内容	障がい者の就労支援を行う人材の育成を図ることにより、本県の障がい者雇用の促進を図ることを目的に、障がい者就労支援セミナー（ジョブコーチ地方セミナー）を開催する。 ＜対象者＞ 福祉施設職員、就労支援機関職員、医療・保健機関職員、企業関係者、特別支援教育に携わる教職員、障がい者就労支援に関心のある方							
予算額	2,163千円							
財源	国1/2、県1/2							
(2) 実習受入謝金の支給								
概要	障がい者の一般就労の支援に有効な一般企業における職場実習の活性化を図ることを目的として、福祉施設からの実習の受入企業に対し、謝金を支給する。							
謝金額	福祉施設からの受入日数により区分 3日以上7日以内 7,500円/回・人 8日以上 10,000円/回・人							
予算額	1,247千円							
財源	県10/10							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
福祉の店販売機能強化事業	8,131	6,538	1,593				8,131																					
トータルコスト	10,527千円 (前年度 8,958千円) [正職員：0.3人]																											
主な業務内容	補助金交付事務、制度見直し業務 等																											
工程表の政策目標 (指標)	-																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>現在、多くの小規模作業所等において単独では対応することが困難な状況にある授産商品の販売について、作業所同士の連携のもと常設で販売する福祉の店を設置し、集約してこれら商品を主体的に販売することにより、授産活動を活性化させ、もって障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 福祉の店販売機能強化事業補助金 (7,381千円)</p> <p>小規模作業所等が製作する授産商品を常設で販売する福祉の店について、次の要件を満たす福祉の店に運営費の補助を行う市町村に対してその経費の一部を助成する。</p> <table border="1" data-bbox="194 1003 1394 1424"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実 施 主 体</td> <td>10箇所以上の小規模作業所等の商品を取り扱い、授産商品の販売を行う団体 ※平成22年度までは7箇所以上</td> </tr> <tr> <td>設 置 条 件</td> <td>10㎡以上の面積を有する常設販売店</td> </tr> <tr> <td>負 担 割 合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補 助 基 準 額</td> <td>前年(1~12月)における県内の作業所等が取り扱う授産商品に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1" data-bbox="497 1263 995 1397"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (新) アドバイザーによる経営診断業務委託 (750千円)</p> <p>福祉の店の販売機能強化に向けた新たな取組として、県がアドバイザーへ委託し、福祉の店の現状分析、経営診断等を行い、今後の事業運営に役立てる。</p>									区 分	内 容	実 施 主 体	10箇所以上の小規模作業所等の商品を取り扱い、授産商品の販売を行う団体 ※平成22年度までは7箇所以上	設 置 条 件	10㎡以上の面積を有する常設販売店	負 担 割 合	県1/2、市町村1/2	補 助 基 準 額	前年(1~12月)における県内の作業所等が取り扱う授産商品に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額	<table border="1" data-bbox="497 1263 995 1397"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	割 合	500万円以下の額	50%	500万円超750万円以下の額	40%	750万円超1,000万円以下の額	30%
区 分	内 容																											
実 施 主 体	10箇所以上の小規模作業所等の商品を取り扱い、授産商品の販売を行う団体 ※平成22年度までは7箇所以上																											
設 置 条 件	10㎡以上の面積を有する常設販売店																											
負 担 割 合	県1/2、市町村1/2																											
補 助 基 準 額	前年(1~12月)における県内の作業所等が取り扱う授産商品に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額																											
<table border="1" data-bbox="497 1263 995 1397"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	割 合	500万円以下の額	50%	500万円超750万円以下の額	40%	750万円超1,000万円以下の額	30%																			
区 分	割 合																											
500万円以下の額	50%																											
500万円超750万円以下の額	40%																											
750万円超1,000万円以下の額	30%																											

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	16,103	0	16,103			12,583	3,520	
トータルコスト	19,298千円（前年度 0千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標（指標）	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							
事業内容の説明	【「鳥取県住民生活に光をそそぐ基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要								
<p>重度の強度行動障がいのある方へ新たに居住支援を行う社会福祉法人等に対して、運営に係る経費又は施設整備に係る経費について助成を行うことにより、障がい児施設等で待機している状況を早期に解消すること並びに手厚い支援体制により、行動障がいを軽減して、ケアホーム等への移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への入居支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的とする。（平成22年11月補正で予算化）</p>								
2 主な事業内容								
(1) 強度行動障がい者新規支援補助事業（12,583千円）								
<p>障害者支援施設、旧法入所施設及びケアホームにおいて、新たに重度の強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から、事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行うもの。</p>								
実施主体	市町村							
補助対象	新たに重度の強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県1/2、市町村1/2							
補助基準単価	<p>ア 障害者支援施設、旧法入所施設へ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 252,135円/月</p> <p>イ ケアホームへ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 83,019円/月</p>							
(2) 強度行動障がい者ケアホーム移行支援事業（1,495千円）								
<p>重度の強度行動障がい者が障害者支援施設、旧法入所施設からケアホームへ移行した場合に、1：1相当の配置に係る人件費から、事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</p>								
実施主体	市町村							
補助対象	入所施設からケアホームへ、重度の強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県1/2、市町村1/2							
補助基準単価	1人当たり所要額 83,019円/月							
(3) 強度行動障がい者入居ケアホーム施設整備事業【新規】（2,025千円）								
<p>重度の強度行動障がい者が新たに入居するケアホームを改修・創設する社会福祉法人等に対し、工事費が国庫補助基準額を超えた場合に、その超えた部分について補助を行う。</p>								
補助対象	重度の強度行動障がい者が新たに入居するケアホームを改修・創設する社会福祉法人等							
補助対象経費	重度の強度行動障がい者が入居するために必要な「危険防止等のための壁、ガラス、家具等への補強」に対する経費							
補助基準額 (補助限度額)	1住居当たり 全体工事費の20%							
補助率	工事費が国庫補助基準額を超えた場合に、その超えた部分の金額について3/4を補助する。							
負担割合	県10/10							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立障害者体育センター管理委託費（指定管理者制度）	6,286	6,286	0				6,286	
トータルコスト	6,286千円（前年度 6,286千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	委託料の支払、指定管理者との協議等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立障害者体育センターの管理運営を指定管理者に委託するための経費である。								
【施設の概要】								
区 分		内 容						
所在地		鳥取市湖山町西三丁目113-2						
設置目的		障がい者の体育活動等を推進するため						
建築面積		992.65㎡						
開館年月日		昭和52年10月13日						
2 主な事業内容								
(1) 指定管理者の名称等								
区 分		内 容						
所在地		鳥取市伏野2259-43						
団体名		(社福)鳥取県厚生事業団						
代表者名		理事長 西原 昌彦						
(2) 指定の期間								
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）								
(3) 業務の内容								
ア 体育センターの施設設備の維持管理に関する業務								
イ 体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等								
(新) 鳥取県立鹿野かちみ園利用者環境向上事業	6,626	0	6,626				6,626	
トータルコスト	6,626千円（前年度 0千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	購入事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県立鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園において、利用者が通院、外出等をするために、公用車が配置されており、指定管理者に公用車を貸与している。公用車については、使用できなくなるとすぐに利用者の生活に影響を及ぼす可能性が高いと考えられ、施設内で使用されている5台のうち、経年劣化が進んでいる2台を更新するもの。								
2 主な事業内容								
○更新する備品 （単位：千円）								
品名 （更新前）	品名 （更新後）	金額	内容及び更新の理由					
公用車 （クラウンステーションワゴン）	公用車 （5人乗り）	2,012	平成8年に購入し14年以上経過し、走行距離は20万kmを越えている。ハンドルのブレ、ギア切り替え不良など、不具合が出てきており、毎日の通院、外出等に使用するため更新が必要					
公用車 （ライトエース）	公用車 （車いす対応ワンボックスカー）	4,614	平成4年に購入し18年以上経過し、走行距離は9万4千kmを超過している。オイルの消耗が早いなど、老朽化が進んでおり、利用者が安心して毎日通院、外出等に使用できるよう更新が必要					

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者グループホーム支援事業	41,341	42,255	△914	17,780			23,561	
トータルコスト	45,335千円（前年度 46,289千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との相談、連絡と調整等業務							
工程表の政策目標（指標）	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

事業者に対し助成を行い、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を行うことにより、障がい者の地域移行の促進を図る。

2 主な事業内容

(1) 障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業（14,671千円）

区分	内 容			
実施主体	グループホーム等を設置する社会福祉法人等			
間接補助事業主体	市町村			
内容	グループホーム等において夜間支援体制を確保するために必要な経費を補助する市町村に対し、県が運営費の一部を助成する。			
補助基準額	当該市町村が夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害程度区分に応じた単価に支援日数を乗じた額を合計した額。			
	障害程度区分	補助単価（単位：円（日・人））		
		夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1
	区分6	300	420	520
	区分5	300	420	520
	区分4	730	810	860
	区分3	630	680	730
	区分2	630	680	730
	区分1	950	1,000	1,040
補助対象経費	夜間世話人の人件費（各種手当、社会保険を含む）			
補助率	県1/2（市町村1/2）			

(2) 障害者就労訓練設備等整備事業（グループホーム等改修事業）（26,670千円）

区分	内 容
実施主体	グループホーム等を設置する社会福祉法人等
内容	グループホーム等の既存建物（賃貸物件又は自己所有物件）のバリアフリー化、消防設備等の改修事業について、事業者に対し助成する。
補助基準額	6,000千円（エレベーター等設置を含む場合は8,000千円）
補助対象経費	グループホーム等の改修に必要な工事費、工事請負費、工事事務費（事業費30万円以上を対象）
補助率	国1/2, 県1/4（事業者負担1/4）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源												
障害者自立支援法施行事務費（指定事業者管理事業）	1,082	1,082	0			1,082													
トータルコスト	2,680千円（前年度 2,696千円） [正職員：0.2人]																		
主な業務内容	障害福祉サービス指定事業者等管理システムの運用及び改修・保守点検等																		
工程表の政策目標（指標）	-																		
事業内容の説明 <p style="text-align: right;">【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】</p> <p>県の指定事業者管理システムのデータ管理業務等に必要な経費である。</p> <p>①障害福祉サービス指定事業者等管理システムの運用及び保守点検 ②サーバー室に設置した障害福祉サービス指定事業者等管理システムサーバーに対し、障害対応、定期的再起動等の運用支援サービス等</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス指定事業者等管理システム保守点検委託</td> <td>515</td> <td>基金10/10</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス指定事業者等管理システムサーバーの設置・保守管理業務委託</td> <td>567</td> <td>基金10/10</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,082</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	補助率	障害福祉サービス指定事業者等管理システム保守点検委託	515	基金10/10	障害福祉サービス指定事業者等管理システムサーバーの設置・保守管理業務委託	567	基金10/10	合 計	1,082	
区 分	予算額	補助率																	
障害福祉サービス指定事業者等管理システム保守点検委託	515	基金10/10																	
障害福祉サービス指定事業者等管理システムサーバーの設置・保守管理業務委託	567	基金10/10																	
合 計	1,082																		
障害者自立支援法施行事務費（県障害者介護給付費等不服審査会運営）	1,343	1,330	13				1,343												
トータルコスト	2,941千円（前年度 2,137千円） [正職員：0.2人]																		
主な業務内容	審査請求の処理、審査会の運営、連絡調整、委員任命等																		
工程表の政策目標（指標）	-																		
事業内容の説明 <p>1 事業の目的・概要</p> <p>障害者自立支援法に基づき、市町村が行った介護給付費等に係る処分に不服がある障がい者等の審査請求に対する審査を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県障害者介護給付費等不服審査会の運営</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成員</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>22年5月から3年間</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	内 容	構成員	5名	任 期	22年5月から3年間						
区 分	内 容																		
構成員	5名																		
任 期	22年5月から3年間																		

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
障がい者施設等整備費事業	1,523,416	628,061	895,355	600,051		428,006	495,359	
トータルコスト	1,526,611千円 (前年度631,288千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者が利用する施設等の施設整備又は備品購入に対して補助を行うことにより、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進をはかることを事業の目的とする。</p> <p>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等の改修等の施設整備に対する補助、スプリンクラー整備、耐震化整備に対する補助を通じて県内障がい福祉施設の施設整備の促進、円滑化をはかり、もって利用者の環境改善や安心・安全の確保を図る。</p> <p>また、小規模作業所や旧法施設等が新体系に移行する場合に必要な備品購入等に対して補助を行うことにより、県内の小規模作業所等の円滑な新体系移行を支援する。</p>								
<p>2 主な業務内容</p> <p>(1) 障がい者施設整備費事業 (国庫1/2、県費1/4、事業主体1/4) (844,057千円) 社会福祉法人等が実施する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等の施設整備 (創設、大規模修繕等) に対する補助事業である。 (整備想定箇所数：12箇所)</p> <p>(2) 社会福祉施設等耐震化等整備事業 (基金1/2、県費1/4、事業主体1/4) (642,009千円) 平成21年度に県に造成した鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用した、社会福祉法人等が行う障害者支援施設等の①耐震化整備、②スプリンクラー整備に対する補助事業である。 (整備想定箇所数：①耐震化整備 1箇所、②スプリンクラー整備 5箇所)</p> <p>(3) 就労訓練設備等整備事業 (国庫10/10) (37,350千円) 小規模作業所、旧法施設等が新体系へ移行するために必要な備品購入等に対する補助事業である。 (整備想定箇所数：25箇所)</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小規模作業所支援事業（小規模作業所運営費補助金）	51,793	62,678	△10,885				51,793	
トータルコスト	62,976千円（前年度 73,973千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	予算・決算業務、監査関係業務等							
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がい者等へ生産活動等の機会、一般就労に向けた訓練、創作活動等の日中活動の場の提供等を行う小規模作業所に対して支援を行うことで、小規模作業所利用者の自立や社会参加の促進を図るとともに、小規模作業所の障害者自立支援法上の新事業体系への移行を促す。

2 主な業務内容

身体・知的・精神障がい者のほか、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病者の就労・日中活動・社会参加の場として重要な役割を果たしている小規模作業所（県内23箇所）の運営に関して必要となる経費を補助する市町村に対して助成を行う。

区 分	概 要	補助基準額	利用者負担額
訓練型 就労型	就労移行型 一般就労に向けた訓練や支援を実施する場 事業所型 障がい者等の就労の場	作業所割（一定額） + 利用人員割 （日額払方式）	100円/日・人
授産活動型	工賃獲得のための生産活動の機会を提供する場		
日中活動型	創作や軽作業、地域との交流を通して自己実現を図る場		

※法定事業への移行を支援することにより、当該事業により県が市町村へ助成を行うのは、平成23年度までとする。

区 分	補助基準額
①作業所割	1,959,000円/年・箇所
②利用人員割	
事業所型	3,740円/日・人
就労移行型	3,740円/日・人
授産活動型	2,310円/日・人
日中活動型	1,650円/日・人
③運営体制強化加算	(作業所割+利用人員割)×5%
④重度障害者等支援体制加算	2,290円/日・人
⑤規模未達成減算	(作業所割+利用人員割)×20%
⑥利用者負担額	100円/日・人

※負担割合は、県1/2、市町村1/2。

※交付予定箇所数：21箇所

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業	1,959	1,959	0				1,959													
トータルコスト	1,959千円（前年度1,959千円）[正職員：0.0人]																			
主な業務内容	補助金交付事務等																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>薬物依存症のリハビリ施設等の社会復帰施設の中には、サービス形態が、障害者自立支援法のサービス形態に適合しないため、公的支援を受けることができず、運営基盤が脆弱なところがあることから、当該施設の運営に要する経費の一部を、薬物依存症リハビリ施設等が障害者自立支援法のサービスとして位置付けられるまでの間助成することにより、薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>薬物依存症者リハビリ施設</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>1,959千円/件（定額補助） ※小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,959千円</td> </tr> <tr> <td>補助対象期間</td> <td>国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう国に要望している。</td> </tr> </table>									実施主体	薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体	対象事業	薬物依存症者リハビリ施設	補助対象経費	施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費	補助基準額	1,959千円/件（定額補助） ※小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額	予算額	1,959千円	補助対象期間	国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう国に要望している。
実施主体	薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体																			
対象事業	薬物依存症者リハビリ施設																			
補助対象経費	施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費																			
補助基準額	1,959千円/件（定額補助） ※小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額																			
予算額	1,959千円																			
補助対象期間	国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう国に要望している。																			
新事業体系移行施設運営費（精神障がい者生活訓練施設等運営費）	153,729	153,729	0	76,863			76,866													
トータルコスト	155,327千円（前年度155,343千円）[正職員：0.2人]																			
主な業務内容	補助金交付事務等																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>精神障がい者社会復帰施設の運営について補助する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>精神障がい者社会復帰施設運営費補助金</td> <td>153,729</td> <td>生活訓練施設（2カ所）、福祉ホームB型（2カ所）、通所授産施設（1カ所）の運営費の補助に要する経費（国1/2、県1/2）</td> </tr> </table>									区 分	予算額	内 容	精神障がい者社会復帰施設運営費補助金	153,729	生活訓練施設（2カ所）、福祉ホームB型（2カ所）、通所授産施設（1カ所）の運営費の補助に要する経費（国1/2、県1/2）						
区 分	予算額	内 容																		
精神障がい者社会復帰施設運営費補助金	153,729	生活訓練施設（2カ所）、福祉ホームB型（2カ所）、通所授産施設（1カ所）の運営費の補助に要する経費（国1/2、県1/2）																		

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰発！！あいサポート運動推進・連携事業	(16,355) 11,747	(10,316) 10,316	(6,039) 1,431	(344) 344		(4,608)	(11,403) 11,403	

トータルコスト 30,119千円（前年度19,191千円）〔正職員：2.3人〕

主な業務内容 「あいサポート運動」の普及啓発

工程表の政策目標（指標）

事業内容の説明 ※上段（ ）内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

多様な障がいの特性や障がいのある方が困っていること並びに障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う方に「あいサポーター」になっていただき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を実現するため、必要な啓発活動を実施する。

平成23年度は、島根県と協働して、山陰発となる「あいサポート運動」を積極的に推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業内容	予算額	財源
(1) 「あいサポート運動」のさらなる推進 ・ 県民への施策啓発広報の実施 ・ あいサポーターシンポジウムの開催 ・ あいサポート企業・団体の認定 ・ あいサポート企業・団体活動事例発表会の開催	2,118	単県
(2) あいサポート研修の充実 ・ あいサポートDVDバリアフリー版の作成 ・ あいサポーターステップアップ研修 ・ あいサポーター研修の実施 ・ あいサポーターメッセンジャー（研修講師）養成研修 ・ あいサポートバッジ・パンフレット作成	5,922	国庫 単県
(3) 障害者週間等啓発事業 ・ 障害者週間ポスター・心の輪を広げる体験作文募集・表彰 ・ 障害者週間における啓発 ・ 障害者に関する正しい知識の普及啓発（精神障がい） ・ 「よりよいくらしのために」の購入	3,707	国庫 単県
(4) あいサポート運動推進員の配置 ・ 「あいサポート運動」を広く県民に浸透させるため、あいサポート運動推進員を配置する。	(4,608)	基金
計	(16,355) 11,747	

3 これまでの取組状況、改善点

県外を含め、1年余りで2万3千人の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、あいサポーターになっていただいた。（あいサポート企業・団体：58企業・団体、あいサポート研修：約150回、あいサポートメッセンジャー（研修講師）：108人）

昨年11月には、内閣府、厚生労働省、7道県、全国地域生活支援ネットワークが鳥取に集結し、共生社会を発信した。

本年1月には、共生社会を担当する内閣府政策統括官ほか多くの人であいサポート宣言を行った。

国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「施設体系～地域生活支援事業の見直しと自治体の役割報告書」では、あいサポート運動等を自治体施策に盛り込むことが記載された。

また、2月には全国から関係者が集まるフォーラムであいサポート運動を発信する。

しかし、制度の周知はまだ不十分であり、一層の啓発が必要であることから、平成23年度は島根県等との連携を強め、「鳥取発」のあいサポート運動を、「山陰発」の「あいサポート運動」として積極的に推進する。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般源	
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業	1,249,294	723,416	525,878			基金繰入金 1,181,621 財産収入 4,699 繰入 8	62,966	
トータルコスト	1,268,465千円 (前年度 742,779千円) [正職員：2.4人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】
1 事業の目的・概要								
<p>障害者自立支援法の確実な定着を図るため、平成18年度から22年度に造成した県基金『名称：鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金』を平成23年度までの間に取り崩し、事業者の新事業体系への移行促進のための基盤整備や激変緩和措置、利用者の負担軽減等の各種特別対策事業を実施する。</p>								
2 主な事業内容								(単位：千円)
事業内容							予算額 (補助率)	
1. 事業者に対する運営安定化措置							119,777	
(1) 事業運営安定化事業 旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前(移行前)額保障を90%を限度として助成。							30,750 (国1/2) (県1/4) (市1/4)	
(2) 移行時運営安定化事業 事業運営安定化事業に適用されない旧体系施設が、新体系施設へ移行した場合に従前(移行前)の事業収入を保障。							28,636 (国10/10)	
(3) 通所サービス等利用促進事業 送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設に対して、サービス提供に係る経費を助成。 ◎補助基準額：通所サービス 1事業所あたり3,000千円以内 短期入所 1人につき1,860千円							49,000 (国1/2) (県1/4) (市1/4)	
(4) 新事業移行促進事業 特定旧法指定施設が新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者に応じて、事業所等に助成。 ◎補助基準額 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は 就労継続支援 1人につき5,400円 ・施設入所支援 1人につき4,500円							6,216 (国1/2) (県1/4) (市1/4)	

		(単位：千円)												
事 業 内 容		予算額 (補助率)												
(5) 事務処理安定化支援事業 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、利用者に対する安定した支援を確保するため事務職員を配置する場合に助成する。 ◎補助基準額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>事務職員の配置</th> <th>利用者1人当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60人以下</td> <td>2名以上</td> <td>20千円</td> </tr> <tr> <td>61人～80人</td> <td>3名以上</td> <td>15千円</td> </tr> <tr> <td>81人以上</td> <td>4名以上</td> <td>10千円</td> </tr> </tbody> </table>		定員	事務職員の配置	利用者1人当たり	60人以下	2名以上	20千円	61人～80人	3名以上	15千円	81人以上	4名以上	10千円	1,800 (国1/2) (県1/4) (市1/4)
定員	事務職員の配置	利用者1人当たり												
60人以下	2名以上	20千円												
61人～80人	3名以上	15千円												
81人以上	4名以上	10千円												
(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 特別支援学校の在学学生、入院中の精神障がい者に対し、就労系事業の適否を判断するためのアセスメントの実施に向けた調整会議等を実施する経費を助成する。 ◎補助基準額：会議開催経費1事業所当たり60千円以内/回(年10回を限度)		1,890 (国1/2) (県1/4) (市1/4)												
(7) 地域移行支度経費支援事業 入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、新たに必要となる物品購入費用を助成。 ◎補助基準額：1人当たり30千円以内		1,485 (国1/2) (県1/4) (市1/4)												
2. 新法への移行等への円滑な実施措置		805,048												
(8) 小規模作業所緊急支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、移行計画の策定を条件に定額を助成する。 ◎補助基準額：1事業所当たり1,100千円以内		4,400 (国10/10)												
(9) 障害者自立支援基盤整備事業 旧法施設や小規模作業所が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行する場合等に必要となる施設又は事業所の増改築事業、設備整備に要する経費を助成する。 ◎補助基準額： ・新体系サービスで必要となる改修・増築・備品整備 改修・増築20,000千円、設備整備5,000千円 ・開設準備経費 1事業所1,000千円 ・大規模な生産設備整備 1施設100,000千円		637,124 (国10/10)												
(10) 移行等支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所等が、個別給付や地域活動支援センターなどへ円滑な移行を支援するためにコンサルタント・相談員の派遣等を行うもの。		7,000 (国10/10)												
(11) 障害者地域移行体制強化事業 ①障害者地域移行促進強化事業 1,400 ②グループホーム・ケアホーム移行促進事業 3,000 ③障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 9,000 ④福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障がい者の地域移行支援事業 3,000 ⑤精神障がい者等の家族に対する支援事業 3,600		20,000 (国10/10)												
(12) 一般就労移行等促進事業 ①就労支援ネットワーク強化・充実事業 3圏域 3,000 ②施設外就労等による一般就労移行助成事業 20人 2,000 ③障害者一般就労・職場定着促進支援事業 1,400 ④目標工賃達成助成事業 1,620		8,020 (国10/10)												
(13) 小規模作業所移行促進事業 利用者数要件に満たない小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の作業所の円滑な統合に向けた会議の開催や、コーディネーターを派遣する。		1,000 (国10/10)												
(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 障がい者が地域で安心して生活するため、市町村自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の充実強化を図る。		7,364 (国10/10)												

(単位：千円)

事業内容	予算額 (補助率)																					
(15) 障害者自立支援法改正施行円滑化特別支援事業 法の施行に伴い、緊急的に必要となる制度改正の周知徹底やシステム改修経費等に対する助成。 ◎補助基準額 <table border="1" data-bbox="363 461 1051 604"> <thead> <tr> <th>市町村人口規模</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100,000人以上</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上100,000人未満</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上30,000人未満</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>600千円</td> </tr> </tbody> </table>	市町村人口規模	補助基準額	100,000人以上	3,000千円	30,000人以上100,000人未満	1,800千円	5,000人以上30,000人未満	1,200千円	5,000人未満	600千円	1,771 (国10/10)											
市町村人口規模	補助基準額																					
100,000人以上	3,000千円																					
30,000人以上100,000人未満	1,800千円																					
5,000人以上30,000人未満	1,200千円																					
5,000人未満	600千円																					
(16) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障がい者等に対して、地域における障がい福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するための事業にかかる経費。 ◎補助基準額：1市町村1,700千円以内(3年間)	6,000 (国10/10)																					
(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 施設が地域の拠点機能として、障がい者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受入れ体制の整備を図るための取り組みを行うもの。 ◎補助基準額：1圏域1,000千円	3,000 (国10/10)																					
(18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 訪問系サービスを利用する重度障がい者の地域生活を支援するため、市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成。	95,600 (国10/10)																					
(19) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 <table border="0" data-bbox="331 1066 1187 1261"> <tbody> <tr> <td>①進行性筋萎縮症者負担軽減措置</td> <td>2市</td> <td>1,749</td> </tr> <tr> <td>②オストメイト対応トイレ整備事業</td> <td>6市町</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>③視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業</td> <td>10市町</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>④視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業</td> <td></td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>⑤コミュニケーション支援広域支援検討事業</td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>⑥障害者スポーツ特別振興事業</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>⑦体育館等バリアフリー緊急整備事業</td> <td>5カ所</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table>	①進行性筋萎縮症者負担軽減措置	2市	1,749	②オストメイト対応トイレ整備事業	6市町	5,000	③視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	10市町	500	④視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業		120	⑤コミュニケーション支援広域支援検討事業		300	⑥障害者スポーツ特別振興事業		1,000	⑦体育館等バリアフリー緊急整備事業	5カ所	4,200	12,869 (国10/10他)
①進行性筋萎縮症者負担軽減措置	2市	1,749																				
②オストメイト対応トイレ整備事業	6市町	5,000																				
③視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	10市町	500																				
④視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業		120																				
⑤コミュニケーション支援広域支援検討事業		300																				
⑥障害者スポーツ特別振興事業		1,000																				
⑦体育館等バリアフリー緊急整備事業	5カ所	4,200																				
(20) 知的障がい者権利擁護事業 知的障がい者の権利擁護を図るための講演会等の開催や、コミュニティーフレンドの取組について検討を行うために要する経費等を助成。	900 (国10/10)																					
3. 新規メニュー事業実施対策費 新規メニュー事業の実施に柔軟に対応するための経費	24,212 (国10/10)																					
4. 福祉・介護人材の処遇改善 職員の処遇改善に取り組む障害福祉サービス等事業所に対し、各サービスに応じた交付率により助成	295,558 (国10/10)																					
臨時特例基金特別対策事業費 計	1,244,595																					
5. 事業外の予算 ○障害者自立支援臨時特例基金利息積立金 基金の運用による利息を、基金に再度積み立て。 利息は、事業最終年度に活用。	4,699																					
当初予算 合計	1,249,294																					

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
刑務所を出所した障がい者・高齢者のための地域生活定着支援センター設置事業	17,500	13,500	4,000	17,000			500	
トータルコスト	19,896千円（前年度15,920千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	地域生活定着支援センターの設置運営委託経費、普及啓発など							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
刑務所出所者のうち、帰住先がない障がい者又は高齢者である者に対し、出所後円滑に福祉サービスへつなげるための支援を行う地域生活定着支援センターを運営する。								
2 主な事業内容								
名称	鳥取県地域生活定着支援センター							
場所	鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター（しらはま交流センター内）							
実施主体	鳥取県							
委託先	社会福祉法人鳥取県厚生事業団							
運営開始日	平成22年7月1日							
開所時間	午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）							
職員	相談員5名（常勤専従2名、常勤兼務3名）							
財源内訳	国10/10（県の事務費は一般財源）							
対象者	保護観察所が行う特別調整の対象者（障がい者又は高齢者であって、帰住先がないため自立が困難と思われる者で、かつ、満期釈放される者）							
委託内容	①刑務所に入所中の人に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・刑務所退所後の受入施設等の確保のための調整（帰住予定地の決定） ・刑務所退所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備 ②刑務所を退所した人にかかる支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本人に対する処遇、福祉サービス等の利用に対する助言等 ・適正な処遇が行われているか、個人情報の管理がなされているかなど、一定期間ごとのサービス評価 ・本人・家族又は関係機関等に対する助言 ・福祉サービス等の利用支援 							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者虐待防止・権利擁護事業	1,335	0	1,335	667			668	
トータルコスト	2,933千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	研修の実施、検討委員会の開催							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>県内の障がい者虐待問題に適切に対応するため、障がい者の虐待防止に関する中央研修を受講した者を講師に、県内の障害福祉サービス事業所管理者・従事者及び相談窓口職員研修を実施する。</p> <p>また、県・関係者等による障がい者虐待防止に効果的な研修のあり方及び本県における障がい者の虐待防止の体制のあり方について検討を行う。(平成22年6月補正で予算化)</p>								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
区 分	内 容						予算額	
障がい者虐待防止対策研修事業	(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者の養成経費 (2) 障がい者虐待防止研修 県内の障害福祉サービス事業所の職員、市町村職員、関係機関職員等を対象に、障がい者の虐待防止に関する研修を実施						1,045	
障がい者虐待防止検討委員会開催事業	県・関係者等による障がい者虐待防止に効果的な研修のあり方及び本県における障がい者の虐待防止の体制のあり方について検討を行う。						290	
合 計						1,335		
(新) 障害福祉計画等策定検討事業	2,312	0	2,312	567			1,745	
トータルコスト	10,300千円 (前年度 0千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	障害福祉計画の策定、全国在宅障害児・者実態調査の実施							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
第3期鳥取県障害福祉計画の策定及び全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の受託を行う。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
区 分	内 容						予算額	
第3期鳥取県障害福祉計画策定経費	第2期鳥取県障害福祉計画の計画期間が平成23年度までとなっていることから、平成23年度に第3期計画(平成24~26年度)の計画を策定する。						1,745	
全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の受託	障害者自立支援法廃止後の制度の谷間のない「障がい者総合福祉法」(仮称)の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者の生活実態とニーズを把握する。						567	
合 計						2,312		

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (障害者就業・生活支援事業)	15,870	15,870	0	7,935			7,935	
トータルコスト	16,669千円 (前年度 16,677千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約業務、会議 等							
工程表の政策目標 (指標)	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 (目標値：一般就労への移行者数64人 (平成23年度～平成30年度において毎年))							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障害者就業・生活支援センターに「生活支援担当職員」を配置し、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、必要な助言・指導等の支援を行うことで、就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、もって障がい者雇用の促進及び職業の安定を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 制度概要								
区 分	概 要							
実施根拠	障害者自立支援法 (地域生活支援事業)							
事業形態	県から法人へ委託							
実施箇所	東部、中部、西部各1か所							
支援対象者	就業生活における自立を図るために就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者							
負担割合	国1/2、県1/2							
(2) 本県の状況								
圏 域	東 部		中 部		西 部			
事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま		障害者就業・生活支援センターくらよし		障害者就業・生活支援センターしゅーと			
実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど			
所在地	鳥取市		倉吉市		米子市			
開設年月日	H16.10.1		H18.8.31		H15.1.6			

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																					
地域生活支援事業 （障がい者福祉従業者等研修事業）	20,538	21,381	△843	4,907			15,631																																					
トータルコスト	25,331千円（前年度26,222千円）〔正職員：0.6人〕																																											
主な業務内容	研修の委託実施																																											
工程表の政策目標（指標）	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。																																											
事業内容の説明																																												
1. 事業の目的・概要																																												
障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又は従業者を指導する者に対して、人材の育成、サービス等の質の向上を目的に各種研修を実施する。																																												
根拠法：障害者基本法第12条第4項																																												
2. 主な事業内容																																												
(1) 指導者養成研修等への派遣（1,499千円）																																												
県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。																																												
（単位：千円）																																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>派遣人数</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談支援従事者指導者養成研修</td> <td>3名</td> <td>294</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>行動援護従事者養成研修中央セミナー</td> <td>3名</td> <td>300</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>サービス管理責任者指導者養成研修</td> <td>5名</td> <td>490</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>都道府県障害程度区分指導者研修</td> <td>3名</td> <td>219</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>国立秩父学園附属保護指導職員養成所研修 部行動障害コース【新】</td> <td>2名</td> <td>196</td> <td>単県</td> </tr> </tbody> </table>									研修名	派遣人数	予算額	補助率	相談支援従事者指導者養成研修	3名	294	国1/2	行動援護従事者養成研修中央セミナー	3名	300	国1/2	サービス管理責任者指導者養成研修	5名	490	国1/2	都道府県障害程度区分指導者研修	3名	219	国1/2	国立秩父学園附属保護指導職員養成所研修 部行動障害コース【新】	2名	196	単県												
研修名	派遣人数	予算額	補助率																																									
相談支援従事者指導者養成研修	3名	294	国1/2																																									
行動援護従事者養成研修中央セミナー	3名	300	国1/2																																									
サービス管理責任者指導者養成研修	5名	490	国1/2																																									
都道府県障害程度区分指導者研修	3名	219	国1/2																																									
国立秩父学園附属保護指導職員養成所研修 部行動障害コース【新】	2名	196	単県																																									
(2) 研修の実施にかかる費用（18,204千円）																																												
障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。（委託事業：委託先「社会福祉法人鳥取県厚生事業団」）																																												
（単位：千円）																																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス提供責任者等研修</td> <td>4,117</td> <td>指定居宅介護事業所においてサービス提供責任者として配置される者を対象として、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス提供責任者を養成することを目的とする研修等を実施する。</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者等3級ホームヘルパー養成研修</td> <td>2,897</td> <td>知的障がい者及び精神障がい者を対象に介護技術の取得を支援し、介護現場での就労に向けた訓練を提供することにより、知的障がい者等の就労を通じた自己実現を支援するための研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2 単県</td> </tr> <tr> <td>相談支援従業者研修</td> <td>2,156</td> <td>相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修及び現任研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>行動援護従業者養成研修</td> <td>1,448</td> <td>行動援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>サービス管理責任者研修</td> <td>1,860</td> <td>サービス管理責任者になる者に対し研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>障害程度区分認定調査員等研修</td> <td>895</td> <td>障害程度区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修</td> <td>247</td> <td>障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設等職員研修</td> <td>4,584</td> <td>県内の知的障がい者施設職員等を対象に、支援方法が確立されていない強度行動障がい者や要介助高齢知的障がい者への社会生活支援に先駆的に取り組むための研修を実施する。</td> <td>単県</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	事業内容	補助率	サービス提供責任者等研修	4,117	指定居宅介護事業所においてサービス提供責任者として配置される者を対象として、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス提供責任者を養成することを目的とする研修等を実施する。	単県	知的障がい者等3級ホームヘルパー養成研修	2,897	知的障がい者及び精神障がい者を対象に介護技術の取得を支援し、介護現場での就労に向けた訓練を提供することにより、知的障がい者等の就労を通じた自己実現を支援するための研修を実施する。	国1/2 県1/2 単県	相談支援従業者研修	2,156	相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修及び現任研修を実施する。	国1/2 県1/2	行動援護従業者養成研修	1,448	行動援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2	サービス管理責任者研修	1,860	サービス管理責任者になる者に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2	障害程度区分認定調査員等研修	895	障害程度区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。	国1/2 県1/2	障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	247	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。	単県	障害者支援施設等職員研修	4,584	県内の知的障がい者施設職員等を対象に、支援方法が確立されていない強度行動障がい者や要介助高齢知的障がい者への社会生活支援に先駆的に取り組むための研修を実施する。	単県
区分	予算額	事業内容	補助率																																									
サービス提供責任者等研修	4,117	指定居宅介護事業所においてサービス提供責任者として配置される者を対象として、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス提供責任者を養成することを目的とする研修等を実施する。	単県																																									
知的障がい者等3級ホームヘルパー養成研修	2,897	知的障がい者及び精神障がい者を対象に介護技術の取得を支援し、介護現場での就労に向けた訓練を提供することにより、知的障がい者等の就労を通じた自己実現を支援するための研修を実施する。	国1/2 県1/2 単県																																									
相談支援従業者研修	2,156	相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修及び現任研修を実施する。	国1/2 県1/2																																									
行動援護従業者養成研修	1,448	行動援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2																																									
サービス管理責任者研修	1,860	サービス管理責任者になる者に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2																																									
障害程度区分認定調査員等研修	895	障害程度区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。	国1/2 県1/2																																									
障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	247	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。	単県																																									
障害者支援施設等職員研修	4,584	県内の知的障がい者施設職員等を対象に、支援方法が確立されていない強度行動障がい者や要介助高齢知的障がい者への社会生活支援に先駆的に取り組むための研修を実施する。	単県																																									

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （高次脳機能障がい 支援普及事業）	7,150	6,978	172	3,117			4,033	
トータルコスト	14,339千円（前年度14,239千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	研修会の開催、地域資源調査への協力、総括的相談対応、委託契約事務等							
工程表の政策目 標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
高次脳機能障がい（※）のある方の支援体制が十分に整っていないため、次のことを目的として実施する。								
(1) 医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークを構築する。								
(2) 支援体制確立のための必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、高次脳機能障がいの理解を得る。								
※高次脳機能障がい								
交通事故等の頭部外傷や脳血管障がいなどによる脳の損傷により、言語、思考、記憶等の様々な機能に障がいが生じるものである。								
外見からはわかりにくく、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれているのが現状である。								
2 主な事業内容								
(1) 高次脳機能障がい者支援事業（4,023千円 国1/2、県1/2）								
鳥取大学医学部附属病院に「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置し、主に以下の業務を実施する。								
①急性期医療から回復期医療及び医療から福祉への連携を確保するための関係機関への働きかけを行う。								
②専門的な見地から、関係機関からの医療的な相談に対応する。								
(2) 高次脳機能障がい支援連携強化事業（1,445千円 国1/2、県1/2）								
①医療関係者、福祉サービス事業者、鳥取県高次脳機能障害者家族会等高次脳機能障がい者の支援に関わる支援者ネットワークを構築するため、圏域ごとで定期的に連絡会を開催する。								
②市町村福祉担当課、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター等の日ごろ、高次脳機能障がいのある方から相談を受けることの多い職員を対象に支援に関する研修会を実施する。								
(3) 高次脳機能障害者家族会補助金（1,682千円 国1/2、県1/2）								
鳥取県高次脳機能障害者家族会に対し、当事者の立場による相談対応、当事者及びその家族や一般県民を対象とした普及啓発事業に要する経費を助成する。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	153,356	151,815	1,541				153,356	
トータルコスト	155,752千円 (前年度 154,235千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に支援を実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図る。								
2 主な事業内容								
市町村が行う地域生活支援事業について、総事業費の1/4の補助をする。								
【市町村地域生活支援事業の概要】								
相談支援事業 (必須事業)								
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。 【細事業】市町村相談支援機能強化事業、住居入居等支援事業 (居住サポート事業)、成年後見制度利用支援事業、障害者相談支援事業。								
コミュニケーション支援事業 (必須事業)								
聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。								
日常生活用具給付等事業 (必須事業)								
重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。								
移動支援事業 (必須事業)								
屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。(個別支援、グループ支援、車両移送型)								
地域活動支援センター機能強化事業								
障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。								
その他の事業 (任意事業)								
市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。 (例) 日中一時支援事業、社会参加促進事業、訪問入浴サービス事業、福祉ホーム事業 等								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
地域生活支援事業 (相談支援体制整備 事業)	2,316	2,595	△279			672	1,644	
トータルコスト	27,079千円（前年度 26,799千円）[正職員：3.1人]							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運營業務等							
工程表の政策目 標(指標)	—							
事業内容の説明				【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を越えた広域的な支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>①県地域自立支援協議会運営事業（1,044千円 単県） 圏域ごとの課題を検討するサービス調整会議等での議論を踏まえ、県全域又は広域的な課題を協議調整するため設置した県地域自立支援協議会の運営を行う。</p> <p>②サービス調整担当職員設置事業 圏域の相談支援体制の構築を支援するため、東部・中部・西部総合事務所の職員をサービス調整担当職員とする。</p> <p>③総合事務所実施事業（672千円 基金） 各総合事務所において、圏域での課題を解決するため設置したサービス調整会議の運営を行うとともに、圏域における相談支援体制整備のため、諸事業を実施する。</p> <p>④標準事務費（600千円 単県）</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （生活訓練事業）	7,056	6,126	930	3,528			3,528	
トータルコスト	8,654千円（前年度 7,740千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、関係団体との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的向上や社会参加の促進を図る。								
2 主な事業内容								
（補助率：国1/2、県1/2）								
（単位：千円）								
区分	委託先	内 容					予算額	
①視覚障がい者生活訓練事業	鳥取県視覚障害者福祉協会	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を圏域ごとに開催する。					2,030	
②中途失明者生活訓練事業	鳥取県ライトハウス点字図書館	相談・ピアカウンセリングを通じて失明による不安の除去、歩行訓練、点字講習などを圏域ごとに実施する。					2,120	
③聴覚障がい者日常生活訓練事業	鳥取県身体障害者福祉協会	聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開き、聴覚障がいのある方の福祉の増進に寄与する。					942	
④オストメイト日常生活訓練事業		ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う。					370	
⑤音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業		音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。					644	
⑥在宅重度障がい者社会参加促進事業		筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。					600	
⑦日常生活訓練事業		講習会等の方法により、日常生活上必要となる事項について専門的指導等を行う。					350	
合 計						7,056		

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 （盲人ホーム運営費補助金）	6,266	6,113	153	3,133			3,133													
トータルコスト	7,065千円（前年度6,920千円）〔正職員：0.1人〕																			
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に必要な経費を助成することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人が設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。（補助率：国1/2、県1/2）</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス盲人ホーム</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人鳥取県ライトハウス</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉3丁目18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	実施主体	社会福祉法人鳥取県ライトハウス	所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3	主な業務	あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供	定 員	20名
区 分	内 容																			
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム																			
実施主体	社会福祉法人鳥取県ライトハウス																			
所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3																			
主な業務	あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供																			
定 員	20名																			
地域生活支援事業 （聴覚障がい者相談員設置事業）	17,023	16,460	563	8,479			8,544													
トータルコスト	18,621千円（前年度18,074千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	委託契約業務、委託事業者との連絡調整、その他事業進行管理業務																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>聴覚障がいのある方は、コミュニケーション障がいのため、直接既存相談機関等を利用することが困難な状況にあることから、来訪による相談受付のほか、面接・訪問等の必要な聴覚障がいのある方の相談を行う「聴覚障がい者相談員」を配置し、聴覚障がい者の相談支援の充実を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県内各圏域に聴覚障がい者相談員を1名ずつ配置する。</p> <p>聴覚障がい者等に係る相談、助言及び援助に関すること。</p> <p>聴覚障がい者等のケアマネジメントに関すること。</p> <p>市町村地域生活支援センター等の相談支援機関との連絡・調整・連携に関すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>委 託 先</th> <th>人 役</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>鳥取県ろうあ団体連合会</td> <td>1.0人役</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう</td> <td>1.0人役</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう</td> <td>1.0人役</td> </tr> </tbody> </table>									圏域	委 託 先	人 役	東部	鳥取県ろうあ団体連合会	1.0人役	中部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1.0人役	西部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1.0人役
圏域	委 託 先	人 役																		
東部	鳥取県ろうあ団体連合会	1.0人役																		
中部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1.0人役																		
西部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1.0人役																		

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （障がい者社会参加 促進事業）	11,821	11,650	171	4,252			7,569	
トータルコスト	22,205千円（前年度 22,945千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	指導者研修受講者選定事務、委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容広報等							
工程表の政策目 標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
各種社会参加促進事業を実施することにより、障がいのある方の地域生活の推進を図る。								
2 主な事業内容								
障がいのある方の地域生活の推進を図るため、下記の事業を総合的・効果的に実施する。 (単位：千円)								
区分	予算額	内容					補助率	
補助犬育成事業	2,154	補助犬を育成し貸与する。また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。					国1/2 県1/2	
社会参加推進センター設置 事業	4,539	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。						
知的障がい者レクリエーシ ョン教室開催事業	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する費用を補助する。						
知的障がい者本人大会開催 事業	200	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。						
精神障がい者レクリエーシ ョン教室・家族教室開催事 業	281	精神障がい者に係る各種レクリエーションの開催や家族を対象に実施する意見交換会等を開催する。						
視覚障害者移動支援事業従 事者資質向上研修受講者の 旅費支給	195	視覚障害者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。						
標準事務費	3,052						単県	
合計	11,821							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (情報支援等事業)	34,307	32,861	1,446	16,961			17,346	
トータルコスト	37,502千円(前年度35,282千円)[正職員:0.4人]							
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
視覚障がい者、聴覚障がい者の社会生活能力の向上、コミュニケーション手段の確保を図る。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
区 分	予算額	内 容					補助率	
手話通訳者等養成研修事業	7,489	手話通訳者(奉仕員)、要約筆記奉仕員の養成研修を行う。					国1/2 県1/2	
[廃止] 接客のための手話研修	0	あいサポート運動の取組みの中で研修を実施することに伴い事業廃止する。						
手話通訳者設置事業	20,498	団体派遣業務、人材育成等を行うため、手話通訳者を設置する。						
点字・声の広報等発行事業	2,563	鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内の重度視覚障がい者に無料配付する。						
点字による即時情報ネットワーク事業	1,562	新聞等による情報を点訳し、視覚障がい者に提供する。						
字幕入りビデオカセットライブラリー事業	1,815	聴覚障がい者の知識や教養の向上のため、字幕入りビデオを制作し、貸出しを行う。						
手話サークル助成事業	300	手話サークル等の手話技術の習得に関する活動費を支援する。						単県
標準事務費	80	点字印刷用紙の購入費						
合 計	34,307							

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（情報支援等事業）（盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣等事業）	4,305	3,775	530	2,152			2,153	
トータルコスト	5,104千円（前年度3,775千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標指標	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対して、通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。

また、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現在通訳介助員として活動している者の資質を向上させることによって、盲ろう者のニーズにきめ細かに対応する体制を整える。

2 主な事業内容

(1) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（1,425千円）

①盲ろう者の通訳・介助

盲ろう者通訳・介助員としての証の交付を受けた者が、コーディネート業務受託者へ利用登録をした者に対して、通訳・介助を行う。

②通訳・介助員の派遣調整

通訳・介助員の派遣について、ニーズの把握・日程・人数等の調整を行う。

○委託先 鳥取県盲ろう者友の会

○平成23年度利用予定者 5人

（単位：千円）

区分	予算額
通訳・介助員派遣に係る経費	908
派遣調整に係る経費	517
合計	1,425

(2) 盲ろう者通訳・介助員養成等研修事業（2,880千円）

①盲ろう者通訳・介助員養成研修を開催する。

区分	内容
会場	東部（応用課程）・中部（現任研修会）・西部（基礎課程）
定員	各20名
カリキュラム	・基礎課程 講義 1.4時間 実技 3.2時間 合計4.6時間 ・応用課程 講義 1.5時間 実技 2.1時間 合計3.6時間
対象者	点字又は手話の知識があり、盲ろう者福祉に熱意のある者

○養成研修委託先 鳥取県盲ろう者友の会

②社会福祉法人全国盲ろう者協会が開催する研修を受講する盲ろう者通訳・介助員に対し、受講に係る経費（旅費・受講料）を助成する。

研修名	人数
盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会（2泊3日）	2名
盲ろう者ガイドヘルパー指導者研修会（5泊6日×2回）	1名
全国コーディネータ連絡会（1泊2日）	2名

○養成研修委託先 鳥取県盲ろう者友の会

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者スポーツ振興事業	30,936	26,328	4,608				30,936	
トータルコスト	38,924千円（前年度34,396千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	委託契約業務、委託事業所との連絡調整、その他事業進行管理業務							
工程表の政策目標指標	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者スポーツの振興を図るため、指導者の育成、各種スポーツ大会の開催などに対して助成する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
事業名	予算額	内容						
全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業	16,165	夏季国民体育大会後に開催される「全国障害者スポーツ大会」への鳥取県選手団の派遣等を行う。 23年度：山口県開催 〔委託先：鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
障害者スポーツ指導員養成事業	381	初級障害者スポーツ指導員の養成研修を行う。 障害者スポーツ指導員数：148名（H23.1.19現在） 〔委託先：鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
障害者スポーツ指導員派遣事業	185	鳥取県障害者スポーツ指導者連絡協議会と連携して、障がい者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う。 〔委託先：鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
スポーツ大会開催支援事業	6,117	各種スポーツ大会の開催に要する経費を助成する。 ①鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会 〔交付先：鳥取県障がい者スポーツ協会〕 2,276千円 ②鳥取県身体障害者体育大会 941千円 〔交付先：鳥取県身体障害者福祉協会〕 ③鳥取県手をつなぐスポーツ祭り 2,400千円 〔交付先：鳥取県手をつなぐ育成会〕 ④全日本challengedアクアスロン皆生大会 500千円 〔交付先：全日本challengedアクアスロン皆生大会実行委員〕						
鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業	7,469	鳥取県障がい者スポーツ協会の運営・事業実施のため、常勤職員1名、障害者スポーツ指導員1名（常勤）の配置に要する経費の補助 〔交付先：鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
標準事務費	619							
合計	30,936							
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	1,100	6,303	△5,203				1,100	
トータルコスト	9,088千円（前年度14,371千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	障がい福祉課内の総括及び課内外の連絡調整等							
工程表の政策目標指標	-							
事業内容の説明								
障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費である。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児・者地域生活体験事業	1,441	1,694	△253				1,441	
トータルコスト	3,039千円(前年度3,308千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

在宅で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう、生活体験ホームやグループホームの空室を利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行い、障がい児・者の地域生活移行を進める。

2 主な事業内容

障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)やグループホームでの空室を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費の一部を助成する。

区 分	内 容		
実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等		
利用者	県内に居住している在宅の障がい児・者		
補助基準額	【補助単価】		
	事業区分	生活体験ホーム型	グループホーム型
	利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日 ※補助基準額上限は 3,117千円/年	2,100円/日 ※補助基準額上限は 766千円/年
	家賃補填額	330,000円	なし
補助率	県1/2、市町村1/2(任意)		
対象箇所	生活体験ホーム型：2カ所 グループホーム型：11カ所		

障がい者のための出前IT講習事業	2,822	5,622	△2,800				2,822	
------------------	-------	-------	--------	--	--	--	-------	--

トータルコスト	2,822千円(前年度6,429千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	委託契約業務、委託事業者との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や、活用能力の格差を是正するため、その利用方法の講習を行い、情報バリアフリー化の促進を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
障がい者のための出前IT講習事業	2,800	重度障がい者宅や施設に出向き、パソコン利用の講習を実施する。
出前IT講習事業受託者選定委員会開催経費	22	受託者選定委員に係る経費
合 計	2,822	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がい者文化・芸術振興事業	2,807	2,815	△8				2,807													
トータルコスト	4,405千円（前年度 4,429千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	補助対象事業者選定業務、補助金交付事務、作品展等開催業務																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的・概要																				
障がい者の文化・芸術の普及啓発及び活性化を図る取組みにより、障がいのある方が、自ら「絵を描いてみたい」、「楽器を演奏したい」など、文化・芸術活動をやってみたいという意欲を高めることにより、障がい者の文化・芸術活動の振興と社会参加を図り、もってノーマライゼーションの実現を促進する。																				
2 主な事業内容																				
(1) 障がい者文化・芸術活動支援事業〔廃止〕																				
平成22年度末までの終期設定がされている事業であり、当初の目的を達成したことに伴い事業廃止する。																				
(2) 障がい者文化・芸術作品展等開催事業〔継続〕																				
障がい者の文化・芸術に係る講演会、シンポジウム、作品展等を開催する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方法</td> <td>委託</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>県（障害者文化・芸術作品等開催事業実行委員会へ委託）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>講演会、シンポジウム及び作品展等の開催</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>講演会、シンポジウム及び作品展等の開催に係る経費</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,700千円</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施方法	委託	実施主体	県（障害者文化・芸術作品等開催事業実行委員会へ委託）	事業内容	講演会、シンポジウム及び作品展等の開催	対象経費	講演会、シンポジウム及び作品展等の開催に係る経費	予算額	1,700千円
区分	内容																			
実施方法	委託																			
実施主体	県（障害者文化・芸術作品等開催事業実行委員会へ委託）																			
事業内容	講演会、シンポジウム及び作品展等の開催																			
対象経費	講演会、シンポジウム及び作品展等の開催に係る経費																			
予算額	1,700千円																			
(3) 障がい者文化・芸術活動の充実に向けた意見交換会等の開催〔新規〕																				
県内の障がい者の文化・芸術活動の充実や、指導者の育成支援について、障がい者等で構成する団体等の関係者と意見交換を行い、県内の現状と支援ニーズや他県の先進的な取組みを把握した上で、今後の方向性、あり方、手法等を検討する。また、県内の障がい者文化・芸術活動の充実に活かすため、先進県の作品展、イベント等を視察する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化・芸術活動を行っている障がい者団体関係者等との意見交換会の開催</td> <td>214千円</td> </tr> <tr> <td>先進県の作品展、イベント等の視察</td> <td>453千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>667千円</td> </tr> </tbody> </table>									内容	予算額	文化・芸術活動を行っている障がい者団体関係者等との意見交換会の開催	214千円	先進県の作品展、イベント等の視察	453千円	合計	667千円				
内容	予算額																			
文化・芸術活動を行っている障がい者団体関係者等との意見交換会の開催	214千円																			
先進県の作品展、イベント等の視察	453千円																			
合計	667千円																			
(4) 芸術の鑑賞機会づくりへの支援〔新規〕																				
障がいや年齢に関わらず、誰もが楽しめるバリアフリーコンサート等のバリアフリー芸術を開催する団体へ支援し、特に障がいのある方やその家族の方に、周りを気にせず音楽や映像等の芸術を鑑賞できる機会をつくる。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方法</td> <td>補助（市町村への間接補助）</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>バリアフリー芸術等を開催する団体</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>90千円（30千円×3箇所）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>コンサート等開催・運営に必要な報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施方法	補助（市町村への間接補助）	実施主体	バリアフリー芸術等を開催する団体	補助率	県10/10	予算額	90千円（30千円×3箇所）	対象経費	コンサート等開催・運営に必要な報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
区分	内容																			
実施方法	補助（市町村への間接補助）																			
実施主体	バリアフリー芸術等を開催する団体																			
補助率	県10/10																			
予算額	90千円（30千円×3箇所）																			
対象経費	コンサート等開催・運営に必要な報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料																			

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔終了〕 第50回手をつなぐ 育成会中国大会等開 催助成事業費	0	400	△400					
トータルコスト	0千円（前年度400千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>本大会は、中国各県で持ち回りにより実施されることとなっており、本県で開催された平成22年度限りの事業である。</p>								
〔廃止〕 障がいのある方によ る相談・支援事業	0	600	△600					
トータルコスト	0千円（前年度1,407千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>県内の障がいのある方で作る団体又はその保護者で作る家族会等が継続的に実施する相談・支援事業及び学習会・研修会の活動に対して補助するものであるが、平成22年度末に終期設定されている事業であり、現在では補助実績も少なくなり、所期の目的を達成したと思われるため、事業廃止するものである。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新) 西部圏域障がい者就労・受注拡大支援事業	256	0	256				256	
トータルコスト	256千円 (前年度 0千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	障害福祉サービス事業所等と団体、一般企業との交流の場を設定する。							
工程表の政策目標(指標)	障がい者の就労支援のための環境づくり							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>小規模作業所等で働く障がい者の工賃水準の引き上げや、企業・事業所等からの受託作業を確保するため、障害福祉サービス事業所（以下、「事業所」という。）等と商工会議所、JA等の団体や一般企業との交流・意見交換の場を設定する。</p> <p>また、事業所等で作られる製品・商品や提供する役務について、企業等にPRする見本市を開催し、製品の販路の拡大と新たな受注機会の拡大を図る。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 事業所等と商工関係団体との交流会（意見交換会）								
<p>事業所等の担当者と商工会議所、JA鳥取西部等の農業団体及び市町村等の関係機関との意見交換会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：年2回 ・参加者：事業所等 10人(事業所) 商工会議所、企業、JA 10人程度 								
(2) 西部圏域の事業所等が出品する製品展示・合同商談会（見本市）の開催								
<p>西部管内の事業所等と地元企業等が参画する見本市を昨年を引き続いて開催し、受注機会及び販路拡大を促進する。</p> <p>※農福連携モデル事業による成果披露、商品化された加工品の展示販売も併せて実施する。</p>								

2項 児童福祉費

障がい福祉課 (内線：7866)

1目 児童福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児保護費(鳥取県肢体不自由児協会補助金)	750	750	0				750	
トータルコスト	750千円 (前年度750千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>肢体不自由児協会に対し補助することにより、在宅の障がい児(者)の福祉の向上を図る。</p>								

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	(8,379) 6,074	(6,943) 6,943	(1,436) △869	(3,330) 3,330		(2,317) (雑入) 12	(2,732) 2,732	
トータルコスト	15,660千円（前年度16,625千円）〔正職員：1.2人、非常勤職員：0.4人〕							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								※上段（ ）内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額
1 事業の目的・概要								
身体又は精神に障がいがある在宅児童を監護・養育している者に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。								
2 主な事業内容								
①特別児童扶養手当の支給に係る調査・認定・市町村指導等に要する経費（3,330千円 国10/10） （平成23年12月31日の受給権者数の見込み：1,120人）								
②特別児童扶養手当支払事務システム委託料（302千円 単県）								
③非常勤職員に係る経費（2,442千円 単県）								

4目 心身障がい者扶養共済事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心身障がい者扶養共済事業費	205,156	210,178	△5,022	34,335		(心身障害者扶養共済事業収入) (雑入) 12 127,878	42,931	
トータルコスト	207,552千円（前年度212,598千円）〔正職員：0.3人、非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	各申請書の審査、加入者掛金の収納、保険料の支払、制度の周知等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
心身障がい者の保護者である加入者が万一死亡又は重度障がい者になったとき、障がい者に対して終身一定の年金を支給し、もって障がい者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図る。								
2 主な事業内容								
心身障がい者（児）を扶養している者（加入者）が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者に扶養されていた障がい者に年金を支給する。								
・掛金納付加入者（口）数：既加入者207口 新規加入者15口								
・心身障害者年金給付金 月20,000円/口								
・年金受給者（口）数：422口								
（単位：千円）								
区 分	予算額	備 考						
心身障害者年金給付金 （県→受給者）	101,280							
脱退一時金給付金	1,725							
特別調整費負担金	68,320	扶養共済制度運営費						
心身障害者弔慰金	910							
保険料	27,142	加入者掛金等						
その他	5,779	非常勤職員人件費・標準事務費等						
合 計	205,156							

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

障がい福祉課 (内線: 7862)

4 目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アルコール・薬物等 依存症支援対策事業	6,578	1,603	4,975	6,578				
トータルコスト	8,974千円 (前年度4,023千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	アルコール・薬物依存症関連相談、普及啓発、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療関係者、当事者団体、相談支援機関等の関係者で構成する「地域依存症対策推進委員会」を設置し、本県のアルコール・薬物等依存症の支援について検討及び支援ネットワークの構築を図る。また、広報等により、アルコール・薬物等による健康被害の正しい知識の普及啓発、相談機関等のPRを行う。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
区 分		内 容						
総合的な政策立案		地域依存症対策推進委員会の開催 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。						
アルコール・薬物依存症等相談支援		<p>①精神科医等による定例相談会の開催 各福祉保健局(保健所)で、精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。</p> <p>②家族教室の開催【別事業と合同開催】 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会(ピアカウンセリング)を開催する。</p> <p>③かかりつけ医に対する専門研修の開催 アルコール・薬物等依存症の患者が最初に受診することの多い内科等のかかりつけ医に対して、依存症に関する専門的な研修を実施し、依存症の患者の早期発見・早期治療を行うための体制整備を行う。</p>						
普及啓発		<p>①アルコール・薬物等依存症に関する普及啓発 市町村、自助団体(ダルク、断酒会等)、精神科医療機関等と連携して、アルコール・薬物等による健康被害の正しい普及啓発、相談機関などのPRを行う。</p> <p>②バリアフリー映画「酔いが覚めたら、うちに帰ろう」の上映及び講演会の開催(新) 依存症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、アルコール依存症者をモデルにした映画の上映及び依存症に関する講演会及び当事者の体験談の発表を行う。</p> <p>③依存症関連講演会の開催(新) 各圏域で、地域住民を対象にした、依存症等に関する講演会及び当事者の体験談の発表を行う。</p> <p>④依存症普及啓発パンフレットの作成(新) 依存症対策を進めていくためには、中高生等の若い世代から依存症に関する正しい理解を深めてもらう必要があることから、若い世代向けの依存症普及啓発用パンフレットを作成する。</p>						

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行支援・地域定着支援事業	42,181	12,181	30,000	35,975			6,206	
トータルコスト	77,328千円 (前年度45,260千円) [正職員: 4.4人]							
主な業務内容	対象者への総括的支援、各種会議の開催、地域移行推進員の育成等							
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							
事業内容の説明								
1. 事業の目的・概要 精神科病院入院中または社会復帰施設入所中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院・退所可能な精神障がい者に対し、地域の福祉サービス等の資源を利用する機会を提供し、退院及び退所後の地域生活のための支援を行うことにより、精神障がい者の社会的自立を促進する。								
2. 主な事業内容 (単位: 千円)								
項目	内 容							予算額
地域の支援体制整備と対象者の退院に向けた支援の実施	<p>○地域体制整備コーディネーターによる支援体制の整備</p> <p>①各福祉保健局保健師が中心となり、関係機関の役割調整や地域に不足する資源の調査・発掘・開発、地域移行推進員の養成等の広域的調整を実施する。</p> <p>②各圏域で、当事業を活用して地域移行した事例について、成功要因を分析し、事例集を作成し、今後の業務に活用する。</p> <p>③精神障がい者に対する理解を進めるため、市町村、当事者及び家族会等と連携しながら、公民館等の人権学習の場等を通じて、精神障がい者の理解・啓発を進める。 (補助率: 国1/2・県1/2)</p>							592
	<p>○個別支援コーディネーターによる対象者の個別支援</p> <p>個別支援を指定障害者相談支援事業所へ委託する。 対象者の退院・退所による地域生活への移行・定着に向け、地域生活のイメージづくりやアパート等の住居確保、ヘルパー派遣など居宅支援等の調整をする。(補助率: 国1/2・県1/2)</p>							4,293
地域移行推進員による直接的支援	<p>地域移行推進員養成講座を修了した精神保健ボランティア等が、対象者の退院・退所に向け、個別支援コーディネーターと協力し、入院中の外出支援や院内プログラムに参加する。 (補助率: 地域移行推進員活動費 国1/2・県1/2)</p>							5,516
地域移行推進会議、実務担当者会議の開催・運営	<p>○地域移行推進会議</p> <p>各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者(精神科病院の管理者、市町村福祉担当課長等)が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。</p> <p>○実務担当者会議</p> <p>各圏域で、実務担当者(精神科病院ソーシャルワーカー、市町村福祉担当職員等)が、個別支援における課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。 (補助率: 国1/2・県1/2)</p>							1,060
地域移行推進員養成講座	<p>①各圏域で地域移行推進員養成研修を実施する。</p> <p>②全県を対象とした、個別支援コーディネーター及び地域移行推進員の研修会、意見交換会の開催。 (補助率: 国1/2・県1/2)</p>							720
アウトリーチ推進事業(新)	<p>①アウトリーチチーム(精神科医師、看護師、精神保健福祉士等多職種で構成)を設置し、在宅の精神障がい者の病状の再燃を防ぎ、地域生活を維持できるよう、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供する。</p> <p>②対象者及び家族への訪問、相談対応等 (補助率: 国10/10)</p>							30,000
合計								42,181

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
精神医療適正化事業費	6,148	6,242	△94				6,148											
トータルコスト	23,722千円（前年度23,992千円）〔正職員：2.2人〕																	
主な業務内容	精神医療審査会の運営、文書作成委託料支払業務等																	
工程表の政策目標（指標）	—																	
事業内容の説明																		
<p>1. 事業の目的・概要 措置入院又は医療保護入院者の人権に配慮し、適正な医療・保護を確保するため、入院の適否について精神医療審査会で審査する。</p> <p>2. 主な事業内容 精神医療審査会の開催等の経費である。 【精神医療審査会の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</td> </tr> <tr> <td>構 成</td> <td>13名（2合議体） ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者（医師6名） ・法律に関し学識経験を有する者（検事1名、判事1名、弁護士1名） ・その他学識経験を有する者（4名）</td> </tr> <tr> <td>開催期日</td> <td>毎月1回（1合議体を隔月開催）</td> </tr> <tr> <td>審査手続</td> <td>・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、保護者等の意見に基づき審査を行う。</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	構 成	13名（2合議体） ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者（医師6名） ・法律に関し学識経験を有する者（検事1名、判事1名、弁護士1名） ・その他学識経験を有する者（4名）	開催期日	毎月1回（1合議体を隔月開催）	審査手続	・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、保護者等の意見に基づき審査を行う。
区 分	内 容																	
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律																	
構 成	13名（2合議体） ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者（医師6名） ・法律に関し学識経験を有する者（検事1名、判事1名、弁護士1名） ・その他学識経験を有する者（4名）																	
開催期日	毎月1回（1合議体を隔月開催）																	
審査手続	・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、保護者等の意見に基づき審査を行う。																	
精神科救急医療体制整備事業費	40,998	45,068	△4,070	20,396			20,602											
トータルコスト	43,394千円（前年度47,488千円）〔正職員：0.3人〕																	
主な業務内容	関係機関との連絡調整、精神科救急医療施設等の指定、委託契約事務等																	
工程表の政策目標（指標）	—																	
事業内容の説明																		
<p>1. 事業の目的・概要 直ちに医療及び保護の必要がある精神障がい者の診療・入院に対応できる医療体制の整備を行う。</p> <p>2. 主な事業内容</p>																		
（単位：千円）																		
区 分	内 容							予算額										
精神科救急医療システム連絡調整会議	医療圏域ごとに精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための連絡調整会議を開催する。							604										
移送体制の整備及び運営	精神保健指定医、看護師等を派遣し、診察・判定を行うとともに、民間病院車による患者移送体制を整備する。							221										
精神科救急医療施設事業費	緊急受診者への対応ができる体制（精神保健指定医等の待機）を整え、緊急的に入院を必要とする場合に対応できるよう空床を確保する。							39,823										
圏域精神科医療体制検討会	圏域における精神医療体制の確保について検討を行う会議を開催する。							206										
標準事務費								144										
合 計							40,998											

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神衛生費	(31,762) 29,237	(34,350) 31,928	(△2,588) △2,691	(20,486) 20,486		(2,526) (負担金) 1	(8,750) 8,750	
トータルコスト	49,207千円（前年度52,098千円）〔正職員：2.5人〕							
主な業務内容	精神保健指定医の任免、措置入院関係事務、レセプト点検業務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明	※上段（ ）内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額							
1 事業の目的・概要	精神疾患のある方（措置入院医療対象者）の医療・保護を行い、早期治療等と再発防止に努めるとともに、精神保健福祉を推進する。							
2 主な事業内容								
(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、措置入院等の実施、医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務に要する経費である。								
	（単位：千円）							
	区分	予算額	内容					
	措置入院費・患者移送費	27,345	措置入院医療、対象患者護送に要する経費 （国3/4、県1/4）					
	措置入院医療費審査支払事務委託費	23	措置入院医療費の審査・支払事務委託料 （単県）					
	行政費	1,869	措置入院時の精神保健指定医診察に係る報酬・費用弁償等（単県）					
	合計	29,237						
(2) レセプト点検員設置事業（2,525千円）								
措置入院医療及び自立支援医療（精神通院医療）に係るレセプト点検員（有資格者：非常勤職員）を障がい福祉課に配置し、レセプト（診療報酬明細書）等の詳細な点検を実施する。								
（緊急雇用創出事業を活用：商工労働部一括予算計上）								
雇用創出人数：2人（6ヶ月×2人）								
社会復帰対策事業費（精神障がい者社会適応訓練事業）	4,739	6,131	△1,392				4,739	
トータルコスト	17,520千円（前年度19,040千円）〔正職員：1.6人〕							
主な業務内容	協力事業所への委託、新規利用者・協力事業者の開拓、就労支援への調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明	事業所・団体等での作業訓練を通じ、精神障がい者の自立と社会復帰の促進を図るため、事業利用者が登録した事業所・団体等に通い、仕事の場の提供を受けることにより社会的自立を促進し、社会復帰を図るとともに、最終的には就労支援も視野に入れた指導・訓練を実施する。							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,600	1,600	0				1,600	
トータルコスト	3,996千円（前年度4,020千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	家族会等の事業に係る連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県精神障害者家族会連合会による各種研修会・交流会等の開催や精神障がい者に対する正しい知識・理解の普及啓発事業に係る経費を助成し、団体の育成、障がいに対する知識の普及を図る。								
2 主な事業内容								
鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。								
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉研修会の実施 ・三者合同研修会の実施 ・家族会相談援助事業 ・研修会等参加活動事業 ・広報・啓発活動事業 								
精神障がい者スポーツ大会（バレーボール）	344	344	0				344	
トータルコスト	1,143千円（前年度1,151千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げる。								
2 主な事業内容								
精神障がい者バレーボール鳥取県大会を開催する。（委託）								
<ul style="list-style-type: none"> （1）委託先：鳥取県精神保健福祉協会 （2）対象者：県内の13歳以上の精神障がい者 （3）県大会優勝チームは、中四国大会に出場する。 								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉施設ネットワーク強化支援事業	(5,054)	(5,024)	(30)			(5,054)		
事業内容の説明 ※商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業で一括計上 特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにネットワーク強化支援員を配置し、障がい者福祉施設と企業及び様々な地域資源等を結びつけるネットワークを構築し、連携の場を提供することで、障がい者理解の促進と障がい者の就労収入の向上を図る。 雇用創出人数 1人(12か月×1人)								
就労系障害福祉サービス事業所支援事業	(2,535)	(2,520)	(15)			(2,535)		
事業内容の説明 ※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 就労系障害福祉サービス事業所の実態(現状と課題)把握を目的に実施する事業所ニーズ調査を基に、事業所カルテを作成し、就労支援及び就労事業の活性化に必要な支援策を検討し、事業所の福祉支援力及びビジネス力向上に資するため、就労系障害福祉サービス事業所支援員を障がい福祉課に配置する。 雇用創出人数 2人(6か月×2人)								
障がい者就労支援プロジェクト事業	(6,816)	(6,831)	(△15)			(6,816)		
事業内容の説明 ※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 総合事務所ごとに障がい者就労支援プロジェクトチームを設置し、農業分野・林業分野における障がい者の就労事業に係る職域拡大及び障がい者福祉施設職員の農業分野におけるスキルアップを図ることを目的に取り組む農福連携モデル事業を円滑に実施するため、各福祉保健局に非常勤職員を各1名配置する。 雇用創出人数 6人(6か月×6人)								
補助犬啓発事業	(3,260)	(3,180)	(80)			(3,260)		
事業内容の説明 ※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 補助犬啓発普及員(非常勤職員)を障がい福祉課に配置し、飲食店・販売店など不特定多数の方が訪れる施設での補助犬に関する説明、デモンストレーション会の開催及び県内で行われる各種イベント等に参加して、補助犬に関する普及啓発を実施する。 雇用創出人数 2人(6か月×2人)								
圏域障がい者スポーツコーディネーター設置事業	(6,466)	(6,261)	(205)			(6,466)		
事業内容の説明 ※商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業で一括計上 圏域障がい者スポーツコーディネーター2名を委託設置して、日頃の活動の中で、スポーツに触れることがない障がい者に対して、作業所、福祉施設等の支援員が障がい者のニーズをとらえて、身近な場所でスポーツに触れられるよう支援できるよう、定期的にスポーツ教室に参加できる体制づくりを支援する。 ※委託先：鳥取県障がい者スポーツ協会 雇用創出人数 2人(12か月×2人)								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子ども発達支援課 (内線：7865)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考																																														
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)																																															
障がい児・者在宅生活支援事業	8,036	1,766	6,270			2,832	5,204																																														
トータルコスト	10,432千円(前年度 4,187千円) [正職員：0.3人]																																																				
主な業務内容	補助金の要綱制定、申請の受付・交付決定等補助金交付事務																																																				
工程表の政策目標(指標)	全県で重症心身障がい児・者の日中支援を行える施設、事業所等の確保、身近な地域でのサービス提供体制の実現																																																				
事業内容の説明				【「鳥取県住民生活に光をそそぐ基金」充当事業】																																																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい児・者のニーズが高いものの、障害者自立支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児・者の在宅生活を支援する。</p>																																																					
<p>2 主な事業の内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>負担割合</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 要医療障がい児・者在宅生活支援事業</td> <td>(1) 重症心身障がい児・者等受入モデル事業所看護師配置助成事業【新規】 <鳥取県住民生活に光をそそぐ基金充当事業></td> <td>2,832</td> <td>県 1/2 市町村 1/2</td> <td>新たに看護師を配置し、医療行為が必要な重症心身障がい児・者等を受け入れる事業所に対し、配置の費用と介護給付費の差額相当を助成する。 (ア) 児童デイサービス(夏休み等の利用) (イ) 生活介護(通年の利用)</td> </tr> <tr> <td>(2) 生活介護事業所送迎助成事業【新規】</td> <td>2,882</td> <td>県 45% 市町村 45% 本人 10%</td> <td>生活介護事業所において、医療行為が必要な重症心身障がい児・者を送迎するため、介助する者が2人以上となる送迎に要する経費を助成する。</td> </tr> <tr> <td>(3) 家庭外看護師派遣支援事業</td> <td>15</td> <td>県 1/3 市町村 1/3</td> <td>医療行為が必要な障がい児・者が家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用を助成する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 重度身体障がい者等在宅生活支援事業</td> <td>(1) 入院時付添依頼助成事業【新規】</td> <td>360</td> <td>本人 1/3</td> <td>人工呼吸器管理が必要な重症障がい児・者の入院時に、保護者による付き添いの一時的な代替を依頼する費用を助成する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 家庭内排痰補助装置助成事業</td> <td>376</td> <td></td> <td>常時または随時排痰を行うことが必要な障がい児・者が家庭内に排痰補助装置を配置するための費用を助成する。</td> </tr> <tr> <td>3 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入助成事業【新規】</td> <td>914</td> <td></td> <td></td> <td>身体障害者手帳交付対象外となる中軽度の12歳以下の難聴児が、補聴器等を購入する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>4 施設入所障がい児・者在宅生活支援事業</td> <td>657</td> <td></td> <td>県 45% 市町村 45% 本人 10%</td> <td>障がい者支援施設等に入所している障がい児・者が、一時帰宅時に在宅サービスを利用する経費を助成する。</td> </tr> <tr> <td>5 発達障がい児・者在宅生活支援事業【廃止】</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>発達障がい児・者の在宅サービス利用が障害者自立支援法の給付対象となったため。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,036</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								事業名	予算額	負担割合	事業内容	1 要医療障がい児・者在宅生活支援事業	(1) 重症心身障がい児・者等受入モデル事業所看護師配置助成事業【新規】 <鳥取県住民生活に光をそそぐ基金充当事業>	2,832	県 1/2 市町村 1/2	新たに看護師を配置し、医療行為が必要な重症心身障がい児・者等を受け入れる事業所に対し、配置の費用と介護給付費の差額相当を助成する。 (ア) 児童デイサービス(夏休み等の利用) (イ) 生活介護(通年の利用)	(2) 生活介護事業所送迎助成事業【新規】	2,882	県 45% 市町村 45% 本人 10%	生活介護事業所において、医療行為が必要な重症心身障がい児・者を送迎するため、介助する者が2人以上となる送迎に要する経費を助成する。	(3) 家庭外看護師派遣支援事業	15	県 1/3 市町村 1/3	医療行為が必要な障がい児・者が家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用を助成する。	2 重度身体障がい者等在宅生活支援事業	(1) 入院時付添依頼助成事業【新規】	360	本人 1/3	人工呼吸器管理が必要な重症障がい児・者の入院時に、保護者による付き添いの一時的な代替を依頼する費用を助成する。	(2) 家庭内排痰補助装置助成事業	376		常時または随時排痰を行うことが必要な障がい児・者が家庭内に排痰補助装置を配置するための費用を助成する。	3 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入助成事業【新規】	914			身体障害者手帳交付対象外となる中軽度の12歳以下の難聴児が、補聴器等を購入する費用の一部を助成する。	4 施設入所障がい児・者在宅生活支援事業	657		県 45% 市町村 45% 本人 10%	障がい者支援施設等に入所している障がい児・者が、一時帰宅時に在宅サービスを利用する経費を助成する。	5 発達障がい児・者在宅生活支援事業【廃止】	0			発達障がい児・者の在宅サービス利用が障害者自立支援法の給付対象となったため。	合計	8,036			
事業名	予算額	負担割合	事業内容																																																		
1 要医療障がい児・者在宅生活支援事業	(1) 重症心身障がい児・者等受入モデル事業所看護師配置助成事業【新規】 <鳥取県住民生活に光をそそぐ基金充当事業>	2,832	県 1/2 市町村 1/2	新たに看護師を配置し、医療行為が必要な重症心身障がい児・者等を受け入れる事業所に対し、配置の費用と介護給付費の差額相当を助成する。 (ア) 児童デイサービス(夏休み等の利用) (イ) 生活介護(通年の利用)																																																	
	(2) 生活介護事業所送迎助成事業【新規】	2,882	県 45% 市町村 45% 本人 10%	生活介護事業所において、医療行為が必要な重症心身障がい児・者を送迎するため、介助する者が2人以上となる送迎に要する経費を助成する。																																																	
	(3) 家庭外看護師派遣支援事業	15	県 1/3 市町村 1/3	医療行為が必要な障がい児・者が家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用を助成する。																																																	
2 重度身体障がい者等在宅生活支援事業	(1) 入院時付添依頼助成事業【新規】	360	本人 1/3	人工呼吸器管理が必要な重症障がい児・者の入院時に、保護者による付き添いの一時的な代替を依頼する費用を助成する。																																																	
	(2) 家庭内排痰補助装置助成事業	376		常時または随時排痰を行うことが必要な障がい児・者が家庭内に排痰補助装置を配置するための費用を助成する。																																																	
3 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入助成事業【新規】	914			身体障害者手帳交付対象外となる中軽度の12歳以下の難聴児が、補聴器等を購入する費用の一部を助成する。																																																	
4 施設入所障がい児・者在宅生活支援事業	657		県 45% 市町村 45% 本人 10%	障がい者支援施設等に入所している障がい児・者が、一時帰宅時に在宅サービスを利用する経費を助成する。																																																	
5 発達障がい児・者在宅生活支援事業【廃止】	0			発達障がい児・者の在宅サービス利用が障害者自立支援法の給付対象となったため。																																																	
合計	8,036																																																				
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成15年度中途から取り組み、障害者自立支援法の介護給付等の対象とならない、法の隙間を埋める事業として、在宅の障がい児・者の生活向上に役立ってきた。</p> <p>今年度は、近年増えている医療行為が必要な重症心身障がい児・者への支援及び正しい言葉の獲得のため、中軽度の難聴児への支援を新たに行う。</p>																																																					

子ども発達支援課 (内線：7865)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重症心身障害児(者)通園事業	39,584	38,536	1,048	19,267			20,317	
トータルコスト	42,779千円(前年度41,763千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	国との協議、委託先との調整、委託内容の審査・支払い							
工程表の政策目標(指標)	全県で重症心身障がい児・者の日中支援を行える施設、事業所等の確保、身近な地域でのサービス提供体制の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅の重症心身障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行う。また、保護者に対する療育技術の指導等を行うことによって福祉の増進及び向上を図る。</p> <p>2 主な事業の内容</p> <p>(独) 国立病院機構鳥取医療センターへの事業委託に要する経費である。 (一日当たりの定員：15人)</p>								
自立支援医療費(育成医療)	32,486	33,110	△624	14,594		(雑入) 12	17,880	
トータルコスト	43,669千円(前年度44,405千円) [正職員：1.4人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	医療費及び審査支払手数料の支払、支給認定事務、国庫補助金の手続							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、当該児童が生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 (実施主体：県)</p> <p>2 主な事業の内容</p>								
(単位：千円)								
区分	予算額	内容						
医療費の給付	29,188	身体に障がいがある児童又は現存する疾患が、これを放置すれば将来障がいを残すと認められる児童のうち、確実な治療効果が見込まれるものに対し、必要な医療費を給付する。(国1/2、県1/2)						
審査支払事務手数料等委託料	111	医療費の審査・支払事務の委託(単県)						
非常勤職員人件費	2,442	事務補助(単県)						
システム保守等 その他事務費	745	受給者情報管理システムの保守等(単県)						
合計	32,486							

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
〈地方機関計上予算〉 地域生活支援事業(自閉症・発達障害支援センター費)	9,301	9,359	△58	4,638		(雑入) 24	4,639															
トータルコスト	58,028千円(前年度67,449千円)[正職員:6.1人、非常勤職員:2.0人]																					
主な業務内容	相談支援、関係機関との調整、研修の企画・立案・実施、普及啓発																					
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半健診・3歳児健診の行動面の問診票を活用・評価 ・健診後フォロー及び保育所巡回相談の充実 ・保育士研修会の開催 ・乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期への移行支援の充実 ・学齢期における支援会議の開催による保護者支援の推進 ・教師のアセスメントスキルの向上 ・市町村行政と支援機関との連携モデル作り ・成人期支援機関の支援スキルの向上 ・トレーニングセミナーを企画開催し人材育成を図る ・社会性・コミュニケーション・自己認知に係る支援スキル習得のための研修会を開催し、人材育成を図る 																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>自閉症等の発達障がいのある方に対して支援を行う「自閉症・発達障害支援センター※」を中心に、発達障がいに関する各種の問題について相談に応じ、適切な支援又は助言を行うとともに、関係機関(保健、福祉、医療、教育、労働)との連携強化等により、発達障がい児・者が豊かな地域生活を送ることができる社会づくりを進める。</p>																						
<p>2 主な事業の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>自閉症・発達障害支援センター※「エール」</td> </tr> <tr> <td>開設時期</td> <td>平成16年6月</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>知的障害児施設 県立皆成学園(倉吉市みどり町)内</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>自閉症等の発達障がいのある方</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> 自閉症等の発達障がいのある方、保護者及び支援機関等に対して次の業務を行う。 ① 相談支援 ② 療育支援(発達状況の検査・判定・療育指導) ③ 就労支援(就労相談への対応・情報提供) ④ 普及啓発・研修 </td> </tr> <tr> <td>職員体制</td> <td>計7名(センター長1名、支援員4名、支援補助員2名)</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内 容	名称	自閉症・発達障害支援センター※「エール」	開設時期	平成16年6月	設置場所	知的障害児施設 県立皆成学園(倉吉市みどり町)内	対象者	自閉症等の発達障がいのある方	事業内容	自閉症等の発達障がいのある方、保護者及び支援機関等に対して次の業務を行う。 ① 相談支援 ② 療育支援(発達状況の検査・判定・療育指導) ③ 就労支援(就労相談への対応・情報提供) ④ 普及啓発・研修	職員体制	計7名(センター長1名、支援員4名、支援補助員2名)
区分	内 容																					
名称	自閉症・発達障害支援センター※「エール」																					
開設時期	平成16年6月																					
設置場所	知的障害児施設 県立皆成学園(倉吉市みどり町)内																					
対象者	自閉症等の発達障がいのある方																					
事業内容	自閉症等の発達障がいのある方、保護者及び支援機関等に対して次の業務を行う。 ① 相談支援 ② 療育支援(発達状況の検査・判定・療育指導) ③ 就労支援(就労相談への対応・情報提供) ④ 普及啓発・研修																					
職員体制	計7名(センター長1名、支援員4名、支援補助員2名)																					
<p>※平成23年4月から、発達障がい者支援センターに改称予定</p>																						

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 重症心身障がい児・ 者受入研修事業	857	0	857				857	
トータルコスト	3,253千円（前年度0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託先との調整、委託内容の審査・支払い、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	全県で重症心身障がい児・者の日中支援を行える施設、事業所等の確保、身近な地域でのサービス提供体制の実現							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
重症心身障がい児・者が利用できる障害福祉サービス事業所等を増やすため、重症心身障がい児・者についての研修を行う。								
2 主な事業の内容								
（単位：千円）								
細事業名	内 容						予算額	
(1) 基礎研修	事業者を対象に重症心身障がい児・者についての基礎的な研修を行う。						646	
(2) 応用研修	他団体が実施する研修に事業所等が職員を派遣する際に必要となる経費を助成する。						211	
合 計						857		

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの心の診療ネットワーク整備事業	13,606	17,228	△3,622	6,803			6,803	
トータルコスト	19,996千円（前年度21,262千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	拠点病院との調整、ネットワーク構築の取組支援、研修等開催事務、国協議							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

発達障がい、不登校等子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療、福祉、教育等のネットワークの充実、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を行う。

（平成20～22年度に実施した「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の後継事業）

2 主な事業の内容

（単位：千円）

事業名 （実施機関）	予算額	事業内容	財源内訳
①子どもの心の診療ネットワーク事業 （県）	3,007	○医療と保健福祉教育等関係分野の連携について協議するネットワーク会議の開催 ○発達障がい、不登校等のテーマ別に各分野の連携を検討するワーキンググループの開催	国 1/2 県 1/2
②子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業 （鳥大、県）	5,535	○拠点病院医師等による子どもの心の問題に関する国等が実施する研修の受講 ○拠点病院医師等による地域医師等の養成を目的とした研修の実施 ○福祉保健教育等、子どもの心の問題に関わる支援者に対する研修の実施	
③子どもの心に関する理解啓発事業 （鳥大、県）	870	○子どもの心の問題に関して県民の方に理解を深める講演会の開催等	
④子どもの心の診療拠点病院推進室 （鳥大）	4,194	○拠点病院内に事業推進に係る推進室を設置し、医療機関のネットワーク構築や研修会等開催を進める。	
合計	13,606		

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
発達障がい者支援体制整備事業	6,962	11,088	△4,126	1,581			5,381	
トータルコスト	14,950千円 (前年度19,156千円) [正職員：1.0人]							
主な業務内容	事業実施先との連絡調整、検討委員会の開催、普及啓発など							
工程表の政策目標 (指標)	本人、保護者にとって身近な市町村を中心とした、発達障がい支援のライフステージに応じた支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

発達障害者支援試行事業で検証した発達障がいへの支援手法モデル (プログラム) 等、発達障がい支援に有効な支援の導入、普及を進め、県内の発達障がい支援体制を整備する。

2 主な事業の内容

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
①鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	1,994	○福祉保健教育就労等の関係部局、学識経験者、当事者団体、市町村等の関係者からなる検討委員会を設置し、本事業の円滑な実施のための指導、助言を行う。(国1/2、県1/2)
②市町村等発達障がい者支援体制整備事業	3,800	○発達障害者支援試行事業で検証した支援手法モデル (幼児支援、家族支援、地域支援、社会参加・就労支援の4プログラム) を市町村及び社会福祉法人に導入し、発達障がい児者のライフステージに応じた支援体制整備を図る。(県1/3、市町村2/3)
③ペアレントメンター養成事業	1,168	○平成22年度に養成したペアレントメンター (発達の気になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者のよき相談相手、悩みへの助言ができる者として研修を修了した先輩保護者等) の活用を進め、発達障がい児の家族支援体制の整備を図る。(国1/2、県1/2)
合計	6,962	

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児通園施設利用料軽減事業	828	995	△167				828	
トータルコスト	4,023千円（前年度4,222千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	市町村・施設との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

子育て支援の観点から、国及び県の施策として同一世帯から複数児童が保育所等を利用している場合には保育料が軽減される制度があるが、障がい児通園施設については同様の制度がない。

このため、同一世帯から保育所等だけでなく障がい児通園施設も利用している保護者の負担を軽減することで、保育所等だけを利用している保護者の方が受けている軽減措置との均衡を図る。

2 主な事業の内容

(1) 概要

国及び県の保育料の多子軽減制度に準じて、障がい児通園施設の利用者負担金を軽減する事業に取り組む市町村の所要経費の1/2を補助する。（事業主体：市町村）

※国の保育料の多子軽減制度の内容

同一世帯から2人以上同時に保育所等を利用している場合の保育料を、2人目は2分の1、3人目は無料に軽減する。

※県の保育料の多子軽減制度の内容

世帯の第3子以降の児童の保育料を1/3に軽減する。

(2) 軽減制度の内容

ア 国の保育料の多子軽減制度との均衡

子供の数	事例	第1子	第2子	第3子
2人	保育所だけを利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)	
	障がい児施設も利用の場合	保育所 (軽減なし)	障がい児通園施設 【軽減なし→1/2 軽減】	
3人以上	保育所だけを利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)	保育所 (国制度 無料)
	障がい児施設も利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)	障がい児通園施設 【軽減なし→無料】

イ 県の保育料の多子軽減制度との均衡

子供の数	事例	第1子	第2子	第3子
3人以上	第3子以降が保育所を利用の場合			保育所 (県制度 1/3 軽減)
	第3子以降が障がい児施設を利用の場合			障がい児通園施設 【軽減なし→1/3 軽減】

(3) 軽減対象の施設

鳥取市立若草学園、米子市立あかしや、県立鳥取療育園、県立中部療育園、県立総合療育センター

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
障がい児等地域療育支援事業	9,740	9,642	98				9,740																
トータルコスト	49,680千円（前年度49,982千円） [正職員：5.0人]																						
主な業務内容	関係機関との調整、各種地域支援、委託内容の審査・支払																						
工程表の政策目標（指標）	—																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅の重症心身障がい児（者）・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。</p>																							
<p>2 主な事業の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>実施施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療育等支援施設事業</td> <td>地域訪問、外来による相談・指導</td> <td>鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、</td> </tr> <tr> <td>施設支援一般指導事業</td> <td>地域巡回による相談・指導 保育所等の職員に対する技術指導</td> <td>総合療育センター、若草学園(委託)、 あかしや(委託)</td> </tr> <tr> <td>療育拠点施設事業</td> <td>療育等支援施設への専門的技術支援等</td> <td>総合療育センター</td> </tr> <tr> <td>地域療育担当支援員設置事業</td> <td>地域療育担当支援員による相談支援、地域に対する啓発活動等</td> <td>鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	内 容	実施施設	療育等支援施設事業	地域訪問、外来による相談・指導	鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、	施設支援一般指導事業	地域巡回による相談・指導 保育所等の職員に対する技術指導	総合療育センター、若草学園(委託)、 あかしや(委託)	療育拠点施設事業	療育等支援施設への専門的技術支援等	総合療育センター	地域療育担当支援員設置事業	地域療育担当支援員による相談支援、地域に対する啓発活動等	鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター	
区 分	内 容	実施施設																					
療育等支援施設事業	地域訪問、外来による相談・指導	鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、																					
施設支援一般指導事業	地域巡回による相談・指導 保育所等の職員に対する技術指導	総合療育センター、若草学園(委託)、 あかしや(委託)																					
療育拠点施設事業	療育等支援施設への専門的技術支援等	総合療育センター																					
地域療育担当支援員設置事業	地域療育担当支援員による相談支援、地域に対する啓発活動等	鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター																					

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
障がい児福祉事務費	4,257	3,727	530			1,044	3,213	

トータルコスト 31,416千円（前年度31,158千円） [正職員：3.4人]

主な業務内容 課業務の総括・人事管理等、関係機関との連絡調整・検討会の開催等に係る業務等

工程表の政策目標（指標） -

事業内容の説明 【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

障がい児福祉の向上のため行う意見交換及びシステム保守、障害児施設給付費等の審査委託等にかかる経費及び課の事務経費である。

2 主な事業の内容

（単位：千円）

細事業名	内 容	予算額
(1) 新生児聴覚障がい児支援検討会	乳児及び幼児のうち特に聴覚障がい児の健康の保持及び増進を図るため、その支援について検討する会を開催する。	118
(2) 障害児施設給付費等管理システム保守経費	障害児施設給付費等の支払事務を鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ委託するため、国の示す仕様に準じたシステムを導入している。このシステム保守に係る経費である。	426
(3) 児童福祉法及び障害者自立支援法請求システム保守委託料	障害児施設給付費等（児童福祉法）及び介護給付費（障害者自立支援法）に関する各障がい児施設の請求事務を効率化・省力化するため、県立障がい児施設4施設に導入している標記システムの保守に係る経費である。	618
(4) 障害児施設給付費支払事務委託料	障害児施設給付費等の支払事務を国保連に委託するための経費である。	816
(5) 障害児施設医療費審査支払事務委託料	障がい児施設に係る医療費の審査・支払事務を国保連及び社会保険診療報酬支払基金に委託するための経費である。	303
(6) 障がい児施設指導監査事務費等	障がい児施設の指導監査及び子ども発達支援課の事務に要する経費である（意見交換会等の開催に要する経費含む）。	1,976
合 計		4,257

福祉保健部（子ども発達支援課）管理運営費	998	3,228	△2,230				998	
----------------------	-----	-------	--------	--	--	--	-----	--

トータルコスト 3,394千円（前年度5,648千円） [正職員：0.3人]

主な業務内容 子ども発達支援課内の総括及び課内外の連絡調整等

工程表の政策目標（指標） -

事業内容の説明

子ども発達支援課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費である。

2目 児童措置費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金入金)	一般財源	
障がい児施設給付費	1,032,414	994,120	38,294	491,749		25,187	515,478	
トータルコスト	1,057,976千円 (前年度1,019,938千円) [正職員：3.2人]							
主な業務内容	国との協議、障害児施設給付費等の審査・支払い、国保連と連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明				【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童福祉法に基づき、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児(者)等が、障がい児施設を利用する場合に掛かる経費の一部を、障がい児施設に対し支給する。それにより、障がい児施設が障がい児に社会自立に必要な知識・技能の訓練・指導を行い、もって障がい児の福祉の増進及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 主な事業の内容</p> <p>以下の経費を障がい児施設に対し支給する。</p> <p>(1) 障がい児が障がい児施設と契約を締結し、福祉サービス及び医療の提供を受ける際に掛かる経費 (利用者負担分を除く。)</p>								
(単位：箇所、人、千円)								
施設区分	施設数	利用人員	予算額	うち基金 充当額	財 源			
知的障害児施設	2	67	155,391	8,236	国1/2・県1/2			
知的障害児通園施設	2	60	133,123	816	(事業運営安定化			
肢体不自由児施設	2	0	385	0	事業助成金は基			
肢体不自由児通園施設	3	56	37,706	14,895	金1/2・県1/2。処			
難聴幼児通園施設	1	3	3,231	735	遇改善事業助成金			
重症心身障害児施設	5	146	678,480	505	分は基金10/10)			
計	15	332	1,008,316	25,187				
<p>(2) 県が障がい児を障がい児施設に措置入所・措置通所させるために掛かる、入所・通所に関する費用 (利用者負担分を除く。) 24,098千円</p>								

5目 児童福祉施設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立障がい児施設第三者評価受審事業	282	496	△214				282	
トータルコスト	2,678千円 (前年度2,916千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	第三者評価の受審にあたっての連絡調整、第三者評価の結果分析							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>県立障がい児施設 (総合療育センター、中部療育園) の福祉サービスの提供状況や施設の人員・設備の体制等について、公平・中立な第三者の観点から審査してもらい、よりよいサービス提供に繋げる。</p>								

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
療育支援シニアディレクター配置事業	10,458	8,745	1,713			(雑入) 57	10,401	
トータルコスト	10,458千円（前年度8,745千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	発達障がい支援体制の整備の推進、障がい児に対する療育支援							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>近年の課題である発達障がいに対する支援体制も構築の途上であるため、発達障がい児支援、障がい児支援へ専門的な知見を有し、かつ実績のある医師を配置し、発達障がい児・者に対する支援の充実を図る。</p> <p>2 主な事業の内容</p> <p>本県の療育並びに発達障がい児の療育支援の拠点である総合療育センターに、障がい児への療育支援に実績のある非常勤医師を配置する。</p> <p>発達障がい支援体制の整備の推進を図るとともに、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園で障がい児に対する支援（診察、訓練、保護者・保育所・施設職員への療育指導）を行う。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
遠隔診療実施事業	1,162	1,162	0			99	1,063	
トータルコスト	2,760千円（前年度2,776千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	システム利用者との調整、システム委託先との調整・支払い							
工程表の政策目標（指標）	全県で重症心身障がい児・者の日中支援を行える施設、事業所等の確保、身近な地域でのサービス提供体制の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

常時医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）に対し、自宅で安心して暮らせるよう遠隔診療システムによる医療的支援を提供し、重症心身障がい児（者）の在宅移行を推進する。

2 主な事業の内容

(1) 光ファイバー用テレビ電話の導入

総合療育センターが比較的安価な光ファイバー用テレビ電話を購入して、遠隔診療を希望する重症心身障がい児（者）に貸与し、テレビ電話を用いた遠隔診療を実施する。168千円

(2) 旧遠隔診療システムの継続活用

総合療育センターが在宅移行が可能な重症心身障がい児（者）等に対して行っている遠隔診療支援に必要な機器の保守経費である。

区分	内 容
実施主体	総合療育センター
対象者	・総合療育センター入所から在宅生活へ移行が可能な重症心身障がい児（者） ・在宅の重症心身障がい児（者）
事業内容	在宅側にテレビモニター及び生体情報モニター（心拍数、呼吸数、血中酸素濃度等を測定）を設置し、センター側受信装置で容体画像及び生体情報を受信することによって、センターから在宅側へ適切な医療的助言、指示を行う。
システム内容	・センター側……受信装置1台 ・在宅側……テレビモニター2台（2世帯分） 生体情報モニター2台（2世帯分）
予算額	システムの保守委託料 994千円

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉								
皆成学園費	94,353	98,779	△4,426	5,913		(使用料) 2,940 (受託事業収入) 1,500 (弁償金) 4,216 (雑入) 73,991	5,793	
トータルコスト	564,047千円（前年度581,245千円）〔正職員：58.8人、非常勤職員：3.7人〕							
主な業務内容	施設の管理・運営							
工程表の政策目標（指標）	1 サービス評価及び各種業務マニュアルによるサービスの標準化・向上 2 利用児童を中心とした受入態勢及び支援メニューの拡大 3 児童デイサービス市町保育士研修の拡充							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

知的障がい児に対し、入所により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うとともに、地域生活移行を支援することによって福祉の増進及び向上を図る。

2 主な事業の内容

県立知的障害児施設である皆成学園の管理運営等に要する経費である。

内 容	定 員
知的障がい児入所	65人
短期入所	空床型
児童デイサービス	10人

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 総合療育センター費	276,219	260,594	15,625	7,983		(使用料) 227,159 (手数料) 1,193 (受託事業収入) 187 (償還金) 10,502 (雑入) 21,212	7,983	

トータルコスト 1,090,995千円（前年度1,083,530千円）[正職員：102.0人、非常勤職員：10.0人]

主な業務内容 施設の管理・運営

工程表の政策目標（指標）

- ・家族に、児への訓練や対応のし方を学ぶ機会を提供する
- ・入所児の在宅生活経験を増やし、家族の受け入れ体制を整える
- ・NICU等から障がいがある児を受け入れ、切れ目のない医療を提供し、在宅生活に向けて支援を行う
- ・緊急時支援、地域サポートシステムづくり
- ・通園事業の活用及び関係機関との連携強化により、利用者や家族の生活の充実をはかる
- ・在宅生活中の重症心身障がい児（者）の希望が多い短期入所を受け入れるための体制整備
- ・療育の担い手となる医師の育成
- ・院外で実施してきた整形外科手術の院内での実施
- ・医師他の専門職の確保充実
- ・発達障がい児の保護者や関係機関への支援による、地域での療育の促進
- ・療育知識・技術・情熱の深化、継承
- ・利用者・家族が可能なことの工夫・実施への連携協働

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

肢体不自由児及び重症心身障がい児（者）に対し、入所（院）又は通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うとともに、入所児童の地域生活移行を支援することによって福祉の増進及び向上を図る。

2 主な事業の内容

県立肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設である総合療育センターの管理運営等に要する経費である。

内 容	定 員
肢体不自由児入所	25人
重症心身障がい児入所	25人
短期入所	6人
医療保険入院	5人
肢体不自由児通園	30人
重症心身障がい児（者）通園	6人

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
<地方機関計上予算> 研修医等受入事業	17,016	16,976	40			(受託事業収入) 506 (雑入) 85	16,425																						
トータルコスト	20,211千円（前年度20,203千円）[正職員：0.4人、非常勤職員：1.7人]																												
主な業務内容	研修医の確保、看護実習等の研修実施																												
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> 療育の担い手となる医師の育成 医師他の専門職の確保充実 療育知識・技術・情熱の深化、継承 																												
事業内容の説明																													
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>総合療育センターにおいて、専門医師（小児科、リハビリテーション科、整形外科）の育成及び将来的な医師の確保を図るために研修医を受け入れ、障がい児療育拠点施設としての体制を整備する。また、看護、介護、臨床実習等の研修生を受け入れ、医療福祉関係の人材育成に貢献する。</p>																													
<p>2. 主な事業の内容</p> <p>(1) 研修医受入事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>卒後臨床研修を修了した医師、出産等で休職している医師、小児科・リハビリテーション科の臨床経験の少ない研究者・医師で、療育の専門分野に向学心のある医師（卒後臨床研修修了後、概ね0～5年程度経過した者）</td> </tr> <tr> <td>診療科目</td> <td>小児科、リハビリテーション科、整形外科</td> </tr> <tr> <td>対象人数</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>研修期間</td> <td>1年間（県非常勤職員として処遇）</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>16,510千円（報酬：14,441千円、共済費：2,069千円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 研修受託事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士等（主に実習生が中心）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 看護、介護、臨床実習等を行う研修生の受入れ（受講料：1,000円/日） 研修に要する教材等の整備 研修指導職員の指導力向上のための講習会の開催 </td> </tr> <tr> <td>研修期間</td> <td>1週間～2か月程度</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>506千円 （講習会講師旅費：120千円、講習会講師報償費：60千円、備品・需用費：326千円）</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	内 容	対 象 者	卒後臨床研修を修了した医師、出産等で休職している医師、小児科・リハビリテーション科の臨床経験の少ない研究者・医師で、療育の専門分野に向学心のある医師（卒後臨床研修修了後、概ね0～5年程度経過した者）	診療科目	小児科、リハビリテーション科、整形外科	対象人数	2名	研修期間	1年間（県非常勤職員として処遇）	予算額	16,510千円（報酬：14,441千円、共済費：2,069千円）	区 分	内 容	対 象 者	看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士等（主に実習生が中心）	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 看護、介護、臨床実習等を行う研修生の受入れ（受講料：1,000円/日） 研修に要する教材等の整備 研修指導職員の指導力向上のための講習会の開催 	研修期間	1週間～2か月程度	予算額	506千円 （講習会講師旅費：120千円、講習会講師報償費：60千円、備品・需用費：326千円）
区 分	内 容																												
対 象 者	卒後臨床研修を修了した医師、出産等で休職している医師、小児科・リハビリテーション科の臨床経験の少ない研究者・医師で、療育の専門分野に向学心のある医師（卒後臨床研修修了後、概ね0～5年程度経過した者）																												
診療科目	小児科、リハビリテーション科、整形外科																												
対象人数	2名																												
研修期間	1年間（県非常勤職員として処遇）																												
予算額	16,510千円（報酬：14,441千円、共済費：2,069千円）																												
区 分	内 容																												
対 象 者	看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士等（主に実習生が中心）																												
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 看護、介護、臨床実習等を行う研修生の受入れ（受講料：1,000円/日） 研修に要する教材等の整備 研修指導職員の指導力向上のための講習会の開催 																												
研修期間	1週間～2か月程度																												
予算額	506千円 （講習会講師旅費：120千円、講習会講師報償費：60千円、備品・需用費：326千円）																												

鳥取療育園（電話：0857-29-8889）

中部療育園（電話：0858-22-7191）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 鳥取療育園費	21,688	20,954	734			(使用料) 8,729 (手数料) 332 (受託事業収入) 10 (雑入) 12,617		
トータルコスト	139,910千円（前年度148,428千円）〔正職員：14.8人、非常勤職員：3.3人〕							
主な業務内容	施設の管理・運営							
工程表の政策目標（指標）	1 療育知識の習得、支援技術の向上と共有化並びに協働意識の高揚 2 個々の障がいに応じた的確な支援の実施 3 関係機関との連携による療育体制強化と施設の役割の検証							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
就学前の肢体不自由児に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことによって福祉の増進及び向上を図る。								
2 主な事業の内容								
県立肢体不自由児施設である鳥取療育園の管理運営等に要する経費である。								
		内容		定員				
		肢体不自由児通園		40人				
		児童デイサービス		10人				
<地方機関計上予算> 中部療育園費	15,509	15,538	△29			(使用料) 3,717 (手数料) 94 (雑入) 11,698		
トータルコスト	67,431千円（前年度69,594千円）〔正職員：6.5人、非常勤職員：1.5人〕							
主な業務内容	施設の管理・運営							
工程表の政策目標（指標）	1 職員の専門技能のさらなる向上と職員間での共有化及び保護者等への伝達能力の向上。 2 子育て中の若い世代や祖父母の世代に、障がいを含めた「子どもの育ち（発達）や関わり方」を伝えていく。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
就学前の肢体不自由児等に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことによって福祉の増進及び向上を図る。								
2 主な事業の内容								
県立肢体不自由児施設である中部療育園の管理運営等に要する経費である。								
		内容		定員				
		肢体不自由児通園		20人				
		児童デイサービス（肢体グループ、構音グループ）		各10人				

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子ども発達支援課（内線：7865）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
[廃止] 乳幼児すこやか発達 相談指導事業	0	1,560	△1,560					
トータルコスト	0千円（前年度17,696千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	発達健康診査及び健康教室の実施、関係機関等との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
平成23年度から市町村に取組を移管するため、事業を廃止する。								